

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第五號

明治二十七年二月廿六日創刊
明治二十八年五月創刊
每月一回二十日發行

(大正四
五月二十日發行)

論 說 監獄醫務と在監者の保健…………… 典 獄 上田定次郎…………… (一)

講 演 所感…………… 東京帝國大學 文料大學教授 文學博士 芳賀矢一…………… (六)

資 料 新しきシンシン監獄に就て…………… 宇陽北築生譯…………… (一九)

譯 叢 思 潮…………… 櫻 岳…………… (三七)

統 計 大正七年三月中入出監並月末在監人員外三表…………… (三四)

寄 書 新說陳聞(二)…………… 湖 乾 迂 生…………… (四三)

統計に現はれたる各監獄の成績(承第三十一號)…………… 監獄局 藤井藤藏…………… (四八)

雜 纂 綠蔭茗話…………… 霜 翰…………… (五六)

在監者と食糧…………… 失業救濟…………… (六一)

彙 報 典獄會議及び監獄協會總會其他…………… 叙任…………… 會報…………… 公文…………… (六三)

目次

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第五號

論 說

監獄醫務と在監者の保健

典 獄 上田定次郎

從來我監獄界に監獄の三尊なる語あり、蓋し斯は監獄の主腦たる典獄と而して監獄醫教誨師の二者を併稱するものにして此兩者は孰れも監獄の必須機關に屬し常に典獄の双輪兩翼となりて落魄孤苦、眞に感諒すべき在監人に對し一は以て身體の保健に任じ、一は以て精神界の改導に任じつゝあるは素より贅辯を要せざる處なり。然り而して此兩者は相俟つて心身の啓發を期し一面戒護檢束作業等と相併行し自由刑執行の本旨に適合せしめんことを努めざるべからざると同時に其職務の權域に就ては極めて尊重主要の地位なりとす。

宜なる哉當局政府從來此兩者を遇すること他の監獄職員に比し優遇の途を開き高等官待遇を以てし濟々たる多士を斯界に迎へんことを期待せり。然るに今、既往及現在の實況を觀察するに果して豫期

の効果を奏して遺憾なしと首肯し得るや。否や。甚だ疑問とせざるを得ず、聊か以下に於て在監者の保健及衛生問題に就て卑見を述べんとす。

抑も監獄は一定の限制せる比較的狹隘なる區域及建造物の内に多數を集禁し有ゆる自由を拘束するものなれば人生の三大要具たる衣食住の需供程度に於て悉く適應し果して能く調節を得たるや否や、例へば其主たる建造物及其構造等に於て管理上若しくは戒護檢束上の見地よりして通氣、採光乃至保溫等居住上種々の點に於て其適否如何を査察するも全國監獄中數者を除外するの外未だ以て甚だ不十分たるを免れざるなきにあらずや、即ち政府は國庫財政の許す範圍に於て年々數個所の監獄改築を實行せるも其完成を期するには、今後尙數多の歳月を要するは論を待たず、

次に在監者の個人狀態より云ふときは彼等收容者は嚴肅なる自由剝奪の下に於て内に犯罪行為に對する良心の呵責、犯罪の審問、處刑の苦痛、家族又は親族に對する顧念其他境遇の激變に伴ふ幾多の煩悶懊惱あり少くとも、常人に比し普通の健康狀態を保持することの困難なる事情よりするも心身障礙、その他衝動的感受性の、より多く存在する彼等に在ては尙更ら種々の疾病を惹起し若しくは健康に障礙を來す者多き實例に乏しからざるにあらずや、殊に況んや先天的若しくは後天的に醫學上彼等の精神狀態を検案し所謂應病與藥的の處遇を要するもの多きに於てをや、其他彼等在監者の年齢、老幼、男女並に身體の健否如何に依り若しくは作業の賦課、食糧の關係等を些細に研究討尋する等の職務は専ら監獄醫の管掌に屬するを以て、之れを見るも監獄醫の責任や實に重且つ大なりと謂はざるべからず、然れば監獄醫は常住不斷に格段なる素養と細密慎重なる研究的態度を要することは素より論を待たざる處にして殊に近時著しく進歩發達せる豫防衛生等有ゆる醫科學的學術に精通し盡瘁せざるべからざる職責を有すること亦素より論を待たず、之れを要するに今日監獄に於ける在監者の保護及び處生に關する問題に付きては監獄醫の手腕に俟つべきもの夥多なるものと同時に其職務上の權威の輕からざるを信ずるものなり。然るに若し夫れ監獄内に於ける衛生醫療にして些の缺陷あるが爲めに其天壽を短縮せしめ或は不治の痼疾を得て出獄せしむるが如き事あらん乎。獨り監獄拘禁の趣旨に悖戾するのみならず、自由刑を變じて身體刑又は生命刑たるに至らしむるものと謂ふべく誠に以て由々敷人道上の問題ならずとせず、今試に大正五年司法省統計年表に就て監獄内に於ける罹病者並に死亡者の統計を検するに左の如き夥大なる數字を示し今更に吾人に驚異の念を新ならしむ、

大正五年監獄に於ける主なる病數別

越 患 者	入 監 前 ノ 疾 病	入 監 後 ノ 病 者	合 計	延 日	數	死 亡 者
胃腸加答兒	四五四	二八三	一、六五四	二、三九一	二七九、〇四一	六九
其他胃腸ノ疾患	五三	四二	八三	九〇八	二五、五四五	二八
腦出血及腦軟化	一六八	七七	二、四四四	二、〇八九	七六、六八〇	一〇三
神經衰弱精神病	四二五	二二一	五二〇	一、一六六	一六〇、九四〇	二七三
肺腸其他結核病	略之					
其他ノ疾病	三、八〇七	四、二六九	六三、七二〇	七一、七八六	一、八二一、九〇八	八三〇

由是觀之も前掲數種の疾病は一種の監獄病と稱せらるゝ所以の偶然にあらずるを知ると共に轉た寒心

に堪へざるものあり。殊に人類の寄生病とも云ふべき結核性の疾患の多きと尙其死亡者の比較的多數なるは人道上實に憂ふべき問題にして尙此他に多數の未治出監者多きこと(二九六)に想倒せば一層慄然たらざるを得ざるなり。

普國內務省所轄監獄則第五條第二項に於ては監獄事務を管掌する地方廳の官吏として其巡閱に際し一年一回は必ず監獄の健康狀態及び衛生的施設を檢閲する爲縣衛生技師を參加せしむべき旨を規定せり。

抑も國家は刑罰の目的以外に生ずる直接の禍害を豫防若くは救済するの責任を有すとは近世刑事政策の要求する所にして、聞く處に依れば、獨、米、諸國に於ては特に精神病監及び結核性病監と稱する獨立の建物をして在監者にして該疾病に罹れる總てのものを集治する方法を採用せられありと云ふ。我邦の現況未だ遽かに之に倣ふ能はざるは甚だ遺憾とする處なりと雖も責めては之れが任に當る監獄醫たるものは須らく挺身以て前掲多數の罹病者に對し最善の研究と努力を盡して萬遺算なきを期せざるべからざるは蓋し當然の歸結なりと謂はざるべからず。故に吾人は信ず、今日此際等は疾患に對する根本的治療若くは豫防に付き徹底的大策を建て之が絶滅又は減少を期すべきこそ刻下の緊急事に非ざるなきを。然るに若し現況にして能事終れりとなし空敷推移するとせば其他に於て如何に治獄の完璧を期し改過誘導、眞個に自由刑執行の目的を貫徹し得たりとするも前後に是等被收容者をして夭折若くは其勞働力の健全を維持し能はず後害を遺して社會に放還するものありとせば即ち止む。所謂千仞の功を一簣に缺くものと謂ふも決して誣言にあらざるべし。

惟ふに監獄醫は單に罹病者に對し檢診治療に従事するが如きは受働的にして枝葉のみ。未だ以て姑息の譏を免れず、徒らに座して罹病者を待つべきに非ず、監獄醫は寧ろ進んで能動的に奮然立て之が病根の絶滅を期し以て人道の爲めに貢獻せんことを要す。殊に亦醫は仁術として社會の尊敬を受け専門的救済事業に屬する性質の上よりするも在監患者に對しては一段の同情的精神を以て其職務を盡せんことを希望するものなり。從來吾人の實檢する處に依れば監獄醫の職務たるや其職責の至重至難なる以外に監獄行刑上に偉大の權威ありと云ふは他にあらず、即ち監獄醫の同情的治療は勿論、一言一行の同情的慰藉は以て彼等在監者に對し無量の勇氣と安住とを賦與し痛苦は以て之を緩和せしめ、懦夫をして立たしめ、其結果、諸種の犯罪を豫防々遏し得るのみならず、其妙巧なる施術は起死回生を敢てし以て瀕死者をして回春の期を速ならしむる等、人道上貢獻する處決して尠少にあらざるべきを信せり。

最後に吾人は茲に敬愛すべき監獄醫諸彦の自重と研鑽とを切望し以て政府及び吾人の期待に副はんことを至囑するものなり。

所 感

東京帝國大學
文科大學教授

文學博士 芳賀矢一 君

先般谷田局長からして、監獄協會に何か一席の話をするやうにといふ御依頼を受けましたのであります。私は近來甚だ多忙でありまして、且又一向御話することもないので、一應御断りを申上げたのであります。何でも宜いから出て話せといふやうなことでありましたので、今日此所に罷出たのであります。別段學問上の御話をするのでもなく、諸君の御利益になるやうなまごまつた御話をすることも出来ないと思ひます。唯私は「所感」と題しまして、一昨年の七月から昨年の六月まで、英米二國を廻つて來ました、其の間にちよつと感じたことに付いて御話をしたいと思ふのであります。是ももう既に陳腐なことで、今更感ずる程のことはいやうなことでありまして、分り切つたことであります。唯其の場に參りまして、特に著しく感を深くしたといふことでありますので、之を諸君に申上げたいと思つて居ります。

一昨年の七月に、私は亞米利加の方へ向けて出發を致しました、丁度歐洲戰爭の滿二年目でありま

すので、向ふへ參りました時分には或は戰爭でも終結しはしまいかといふやうな希望を以て、實は出發致したのであります。所がなか／＼そんなところでなくして、歸つて來ても未だ濟まないといふ有様であります。先年私が留學致しました時分には丁度亞米利加の方を経て歸らなかつたので、亞米利加は初めてでありましたから洵に珍らしく感じました。實は亞米利加のことに付ては、話にも聞いて居り、書物で讀んだこともありまして、略斯んな所であらうかと思つて居りましたが、行つて見まして特に感じたことも多かつたのであります。それから英吉利は昨年の春から渡りまして、英吉利に於て初めて戰國の氣分を幾らか感ずることが出來たのであります。さうして歸りには露西亞を経まして……一度革命の後の露西亞を経て日本へ歸つて參つたのであります。東へ東へと進んで又もこの日本へ歸つて來たのであります。さうして私は此の度の旅行に感じましたことは、如何にも教育の力といふものが徹底して居る國は非常に強國であり、進歩した國であるといふやうなことを感じたのであります。是はもう感じなくてもさうに相違ないのであります。著しく其のことを、更に深く感じたのであります。

先づ亞米利加に參りまして、桑港に上陸致しまして私が第一に驚いたのは、鐵道の所謂ストライキが起つて居つたのであります。亞米利加の全部の鐵道が業を罷める、罷業といふことで此の模様では逆も旅行が出來まいかと心配して居つたのであります。所が例の大統領ウエルソンの調停で、それが間もなく治まりました。亞米利加に於ては同盟罷工といふことの非常に盛であるといふことは豫て聞いて

て居つたのであります。併し直接に今始めるといふ所に出會はしたのでありますから、成程亞米利加の禍を爲すものは此の同盟罷工であらうと、まづ其ういふやうなことを感じたのであります。さて熟考へて見ますといふと、此の同盟罷工が全く大事にならずに済んで仕舞つたのであります。其の済んで仕舞つた所に私は餘程面白い所があると思ひます。とにかく何か不平がある、悪いことがありますが、大勢の人が集つて其の聲を大きくするといふことはありますけれども、併し又一方に、それに對して理屈のある説が出まして、其方が理屈があるといふことが分りますと、直ちに其の説に服して來るといふことのあるのは餘程面白いことであると思ふ。それが無くして、唯一團の集りだけが何時までも續いて居つたのでは、國の禍之に越したことはないけれども、一旦其非を悟るといふと再び本に戻つて、正義の方に服するといふ、此の理解力があるといふことは是非に貴いことである、茲に於て亞米利加のストライキは澤山あつても、そんなに心配することはない。何處か響くべき所に響いて行く國民であるといふことを、私は感じたのであります。

つくつと亞米利加の様子を見ますと、亞米利加は豫て自由國であるといふことを聞いて居りましたが、私は亞米利加程不自由な國はないといふことを感じたのであります。亞米利加は最も不自由な國である。何故かと申しますと、自分の眞正の自由といふものを尊重することになりますと、自分の不自由を忍ばなければならぬ。詰り是が社會公共の爲に良いことである、良いと思ふならば、それを實行しやうといふことになりますと、矢張り多少自分の不自由を忍ばなければ、到底社會に立つて行

くことは出來ないのであります。即ち自由と我儘の區別は其所にあるだらうと思ふ。そこで一例を舉げて申しますと、諸君も御存じの通り、亞米利加では今禁酒問題が非常に各州とも盛んであります。汽車に乗つて亞米利加大陸を横断しますと、酒の州……酒を禁じました州を通ります間は、汽車の中でも酒を賣りませぬ。バアの扉を閉ぢて賣らなくなる、其州を通り越して、酒を賣る州に參りますと、又バアの扉を開くといふやうな風に、嚴密に守つて居るのであります。隨分中には我々が見て滑稽のやうな感もすることがあります。私は酒が好きなので、實は第一に不自由を感じたことが澤山ある。ポストンといふ市では酒を賣りますが、それから近くの彼のハーバード大學のあるケンブリッヂでは、禁酒の市でありますから、もう賣りませぬ。其所は丁度電車で行きますと本郷から神田へ行く位のもので、其間で本郷では酒を賣つて神田では賣らないといふやうな譯であります。一方から見れば矛盾して居るやうなもので、飲みたければ神田へ行つて飲んで來いといふやうなことになりますが、とにかく此市で賣らぬと一旦極めた以上は決して賣らないといふことを嚴密に守つて居る。私がカリホルニアに參りました時は丁度カリホルニアでは禁酒をしようか、しまいかと云ふことが、州會で大分議論になつて居る時であつた。遂に禁酒黨が負けましたが、カリホルニアでは若し禁酒を致しますと、二十三萬人の酒を賣つたり、葡萄酒を栽培したり色々なことをする人間が職を失ふのであります。抱負を有つて居る。ポストンの市で聞きますと、ポストンでも禁酒論が盛んでありますが、まだ酒を賣

つて居るのであります。之を禁じますと市の收入といふものが年に百萬圓も減るといふのであります。百萬圓減りましても、市民の健康の爲に良ければ之を實行しようといふことで非常に盛んに運動して居る。此間私が参りました時ボストンは禁酒黨が負けまして、未だ禁酒市にはならぬ。向ふではドライ、ウエツトと云ふ文字を使ひまして、ドライといふのは「乾いた」といふ方で酒を飲まない、ウエツトは「濡れた」といふ意味で酒を飲む方、此のドライとウエツトの争を始終やつて居るのであります。此の禁酒のやうなことは一例でありますが、苟くも社會の爲に良いことである、公共の爲に良いことであれば、其の理想に向つて進んで行かうといふのが、亞米利加の國の進歩する所以であらうと思ふ。皆故國を離れて、遙々／＼殖民地に渡つた人達で、又現に渡りつゝある、さういふ風に渡つて新しい理想の國を建てようといふ考で結付いて居る。一步でも公共の爲、一步でも希望のある所に向つて進んで行かう、成るべく社會を改良してやらう、改良してやらうといふ、其の希望は何時でも亞米利加人民の間に充ち満ちて居る。それで先づ亞米利加は舊い習慣、習俗といふことを捨てて何を何とも思はない。其の點に於ては甚だ遺憾な點もあり、旨味のない點もあり、輕薄に見える點もあります。總ての禮儀も舊い禮儀が行はれて居らぬ、歴史の蹟が付いて居らぬといふやうなことがあります。又一方に於て、新しいものに向つて進んで行く、其の理想といふものを拓いて行くといふことに付いては非常な力がある、是が亞米利加の國の屢々として進んで行く一つの氣力の源であるに相違ないと思ふのであります。其所であります、萬事はが良いと思へば多數決で決めて、それを直ちに法律とし

て仕舞ふのでありますから、多數の者がそれに支配されて居るのであるから、一方から見れば非常に不自由國となる譯です。酒の好きな人も随分ありませう。此の市なら此の市が酒を禁じて誰も飲むことが出来ない。それが多數の人の爲めならば自分の不自由は忍ぶといふことになつて、結局非常に不自由を忍ばなければならぬといふことになるのです。大きな金満家が悪いことをする、随分トラストなどを拵へてやることもありませうけれども、又一方に於て、是が社會の慈善事業である、公共事業であるといへば、ウンと澤山の金を寄附して仕事をやる。學校を建てるとか、圖書館を建てるとか、斯ういふことには何も惜しむ所なくして出すといふやうな、單に金錢なら金錢に向つて奴隷になつて居るのでなくして、一方には公共事業に盡すといふ考が非常に盛んであるといふことは皆さん御存じのことであらうと思ひます。さういふやうな理想に向つて進んで行くといふことは、大多數の人の意見を尊重して行く、即ち自分の意地を通すといふことでなくして、寧ろ社會の大多數の意思といふものを尊重して行く、大多數の人の良いといふことを尊重して行く、自分の自由を述べると同時に人の自由は決して妨げない。斯ういふやうな精神で、亞米利加の國を立つて居ると私は感じたのであります。

丁度私が紐育に参りました時に、大統領の改選がありました、改選が全國に互つて行はれるものであります。其の選挙の日は至つて精肅なものであります。其の約二週間ばかり前からの運動といふものは實に盛んであります。さうして各新聞は口を揃へて各、レバブリカン黨はレバブリカン黨の候補

者を機關新聞等に於て盛んに賞める、敵黨デモクラットの方の候補者に向つては非常な攻撃を向けて居る、日本の新聞を見ますと、大きな新聞紙はミツツ石鹼か何かの廣告で一ぱい埋つて居る、丁度あいふやうに、新聞の一頁全紙に亙つて大統領の選舉廣告が出て居る。電車に乗つても、到處電車の中に誰を選舉しろといふ廣告を澤山書いてあるといふ風で、方々に貼札を立てて、さうして男も女も盛んに街頭で演説をやつて、此方ではレバブリカンがやつて居ると、向ふではデモクラットが立つてやるといふ具合に演説して、女がなか／＼盛んに活動して居る。婦人が演説をして居ると、男が澤山立つて聽いて居つて、中に質問などを發するといふと、女がそれに對して頻に答へて居りますが、別に彌次つたり惡口を言つたりするやうなことはない。若し惡口を言ふ者があると直ぐに公衆がそれを摘み出して仕舞ふといふやうな有様になつて居る。又貴婦人達は列車に乗つて、各州を廻つて歩いて應援演説をやるといふやうな譯で、如何にも辯論の盛んなこと、女子の運動の盛んなことに驚ろきました、其の攻撃をやる、或は日本の選舉の前あたりには随分色々な忌はしいことなども偶に聞くやうであります、どうもさういふことは無くして、唯政見を以て大に反駁する。決して人身攻撃をするやうなことはない。唯正々堂々と政治上の意見を戦はせるといふことになつて居る。其の人の品行とか私行を許くといふことは決してないのであります。さうして居る中に、丁度例のヒューズといふ人がレバブリカンの方の候補者でありまして、今のウイルソンがデモクラットの方の候補者であつたの

であります、どうもウイルソンの方が形勢が悪さうに見えた。紐育に於て總選舉の日に方々から電報が來ます。それを皆集めてタイムズ新聞社の塔の上、又其の外の大きな五十階もあります家の上に持つて行つて、青い球と赤い球の電燈を出す。皆夜遅くまで様子を見て居ります。赤い球が出るヒューズが勝つのですが、赤い球が始終出て居る。ちつとも青い球が出ない。青い球が出ればウイルソンが勝つのであります、ちつとも出ないから、どうも今度はヒューズが勝たといふやうな風に思つて居つた、現に日本から參つて居ります。新聞記者などもさう考へたものですから、早手廻しにヒューズ當選といふ電報を日本へ打つた。あとで日本から來た新聞を見ると、一時は重立つた日本の新聞紙はヒューズが勝つたといふことが書いてあつた。向ふの新聞でも大抵ヒューズが勝つたといふことを書いてありましたが、豈圖らんや、段々數日經つて見ますと形勢一變して、ウイルソンが勝つたといふことに極つたのであります。

是は唯選舉の御話だけであります、其のあとの選舉後の様子に付て、私の感じた點を申し上げます、選舉といふものは、是まで惡口を言つたり、政見を攻撃して居りましたのが、一旦社會の多數の信望を得てウイルソンが大統領になつたのであるから、其の大統領に向つては一言も批評を加へ、若くは非難を加へる者が無い。眞に之に仕事を委せてやらすといふことになつて、是までレバブリカンの黨派でウイルソンの政見なり、政治の仕方に付て盛んに攻撃した者も、一旦落着いた以上は何等不平の聲を發しない。大統領を悉く信じて總ての仕事を委す。是は何であるか。詰り何所までも多數の

信望を得るかといふことを争ふのでありまして、一旦多数の信望を擔つて其の人が成つた以上は、我々はそれに服従しなければならぬといふ、此の覺悟がちやんとあるのであります。濟んで仕舞つてから何時までも女々しいことを言つて愚圖々々して居らぬ。濟んで仕舞つたら、自分の意思を通さうといふやうなことは毛頭しない。彼の前大統領ルーズヴェルトは所謂レバブリカンの錚々たる人であります。此の人は大にヒューズの應援演説をやつて、到る處で盛んにウイルソンを攻撃して居りますけれども、ウイルソンが大統領になるといふと、其の後一言も吐かない。御承知の通り、ウイルソンは元來平和論者でありますか、愈々世界の大戦に參加しなければならぬことに、後になつて來ました時でも、ルーズヴェルトは一言も其の反對の言葉を吐かずに大統領に従ふといふことになつて居る。そこら邊りの秩序の紊れないといふことは非常に敬服する。それは何であるかといふと、先刻言つた通り、何でも社會多數の人が良いと言へば、それに服従しなければならぬといふ公徳心を以て、萬事に當つて居るからである。其のことが大きな政府から、學校の組織から、何から何までさういふ風になつて行く、正々堂々と争つて行くので、私の心といふものを其所に決して挿まないといふことにある、此の精神が磅礴として亞米利加の間にありますから、亞米利加人は一時突飛に騒ぐやうなことも見えまされども、矢張り理屈のある所に落附いて行く。さうして理想に向つて進んで行くといふ國民であります。日本の國は亞米利加とは固より國體を異にして居りまして、亞米利加の國とは違つて居ります。併しながら亞米利加の良い所を見て我々が學ばなければならぬことは澤山ある、日本の國

講

演

(五一)

はさうも昔から小競合ひをして争ふ傾か餘程ある、是は日本が島國根性といふことを人が申しまされども、島國根性といふやうな、さういふ地理的の關係から來たことと思ふならば甚だ間違であらうと思ふ、同じ島國でも、英吉利人などはそんなに酷く日本人のやうに小競合をすることはない。大小二百六十藩の徳川時代の各藩が互に競争するといふことが一つの原因でありませうが、もつと歴史の源に遡りますれば、元來日本の武士道の發達といふものはやはりお互の功名等から發達して居る、日本の昔の戦といふものは家の争である、其の争は勢力の争、勢力の争は即ち自分の本家の總大將の爲めに死ぬといふのが日本の中古以來の戦の始終原因になる。そこで以て、始終小競合ひ、小喧嘩が絶えない。併し本當の武士道といふものはさういふものではない。日本の大君の爲に盡すといふのが、本當の武士道である、それが何時の間にか中古以來小さな一族の争、氏族の争になつて武士道といふやうな形になつて來たので、お互の功名争ひです、だから功名を争つて權力を得るやうになればそれが殺されて仕舞ふといふやうな形になつて居る。源氏の源義朝が長田忠宗の手に掛つて死にますが、其の息子の頼朝が幕府を開くといふことになりました。頼朝だけが天壽を以て終つただけで、其の息子の頼家も人手に掛つて死に、實朝も人手に掛つて死ぬといふことになり、それから和田が殺され、畠山が亡され、幕府を佐けた名臣が少し權力を得ると皆亡されて行くといふことになるのが、一體日本の武家時代の歴史であつて、さういふ所から段々歴史的に養はれて來たことが澤山あります。で所謂島國根性といふものが出來て居りますのは、さういふ歴史の深い謂はれがあることであらうと、私は考

へて居るのであります。併しさういふことでは逆も舉國一致などは出来ない。もつと度量を大きくして、舉國一致といふことをしなければ、日本の國は到底發達しない。亞米利加の良い所は其所にあると思ひますから、それは我々が學ばなければならぬと思ひます。亞米利加に行つて居ります。在留日本人が、どうもお互に喧嘩をして居るといふやうなことがあるやうであります。是は始終人の言ふことであります。是はどうしてももう少し度量を大きくして、嫉妬心を去つて、お互ひに日本國民であるといふ以上、人の説も容れて、自からの自由を尊ぶと同時に、人の自由も尊重して行くやうにしなければならぬのであらうと云ふ感じを有つたのであります。

亞米利加に一昨年の十二月まで居りまして、それから英吉利に渡ることになりました。正月の六日に船が出る筈でありましたが、其の前に獨逸のカイザーが平和宣言を十二月の初、十日頃でしたかやつたのであります。私共はそれで英吉利へ行つて見たならば或は平和になりはせぬかといふやうな、政治上のことは何も分りませぬが、さういふやうな考へを有つて英吉利の方に向つて出發したのであります。出發します時は無論亞米利加はまだ中立國でありましたから、佛蘭西の船と英吉利の船は皆燈光を消す、日本の船も無論皆燈光を消して航海して居るのであります。亞米利加の船だけは却つて堂々と船腹に亞米利加の國旗をイルミネーションで現して進んで行くといふやうなことで、先づ安心して居つたのであります。併し其の時に獨逸の船……何でも潜航艇が亞米利加の東海岸に來たとかいふことで、佛蘭西の船は出發を延期した、和蘭の船も延期したといふやうな有様で、私の船も一

日延期した。私は亞米利加の船の中に寝て居りましたけれども、號外を持つて來てどうも危いから止せといふことを言つて來た人がある。併しまさか止す譯にも行かず、先づ船に乗つたから出發したのであります。何事もなく參りました。其船に乗つて居ります最中に、亞米利加の大統領からして平和の提議を出しました。私共は無線電信で知つたので、愈々是は平和に近付いた、先づ英吉利へ行つて見たならば大變面白からうといふことを言つて參りましたが、元來亞米利加に居りますといふと、亞米利加は無論平和熱が盛んであります。もう平和々々といふことになつて居る、英吉利も大概疲れて居るし、獨逸も大概疲れて居るから多分平和になるだらう位に考へて居りました。況やカイゼルの宣言、ウイ爾ソンの宣言等もありますから、もう大方平和になるだらうといふ考で、私共は英吉利に着きました。着いて見ると豈圖らんや、大に驚いたのは英吉利では非常に戦争熱が熾んで、平和のへん字も言ふ者が無い、亞米利加で考へたこととは打つて變つての相違であります。ウイ爾ソンが平和を提議したといふことは殆ど人が眼中に置かない。カイゼルの平和の提議は固より刎ね付けたのであります。ウイ爾ソンの提議などは皆馬鹿にして掛つて居る、上下ともさうである。其の一例を申すといふと、彼處にヒポドロムと云ひまして茶番をやつたり色々なことをして見せる見世物小屋がある、其所へ行つて見た時に、或お爺さんとお婆さんが出て來て色々な昔噺をする、木の下に立つて話をして居るのですが、一つ噓を吐くと木の上から栗の毬袋が頭に落ちて來る、お婆さん類も昔噺をして何か噓を吐く、昔からお前より外に男を持たないとか何とか言ふと上から栗の毬袋が落ちて來

るといふやうな滑稽がある。其のお爺さんが今度亞米利加の大統領ウィルソンといふ人が平和の提議を出したと言ひますと、上から栗の毬が二三十も落ちて来て大に驚くといふやうなことを演つて居りましたが、それはウィルソンの提議を馬鹿にして掛つて居るといふやうな様子が見えた。さうして曾様も度々御聞きのことでありませうか、倫敦の街には非常に兵隊が澤山居つて、曾て昔の倫敦には見なかつた有様であり、且乗合自動車、オムニバスの車掌は悉く女になつて居りまして、其の他エレヴェーターなんか女がやつて居る。郵便局などにも女が居る、到る處に女が居つて、さうして甲斐々々しい服装をして男と殆ど同じことをして居る。オムニバスなどは御存じの如く二階の高い所に客が居る、其所に上つて行つて切符を賣つたり集めたりする。ゲートルなどを着けて丸で男と同じやうな服装をして到る處に居るのです。毎日の新聞を見ますと、戦争熱が熾んであつて、どうも亞米利加に居つて考へたことは大變違つた有様です。(未完)

讀人しらす

暗の夜になかの鳥のこゑきけは
生れぬさきの父そこひしき
世の中に火ほこつめたき水もなし
雪ほこ黒き雪もなければ

資

新

新しきシンシン監獄に就て

The new Sing Sing.

譯者曰く該書は多年新舊兩制度のシンシン監獄を見たる新聞記者リチャード・ハーヴィンガ、デビス氏のオスボーン氏典獄時代の同監獄に就ての著なり

宇陽北筑生譯

囚人取扱方に關する新しき考案が數州に於て試みられて居る。それは非常に簡單なる事である。新しき考案は囚人をして野獸扱ひせずに向一層人間らしく取扱ふといふ事である。

最初に此の考へを抱いた人は多數である様だ。その考へは常に前に述べた事柄である。各重なる(ごんな)方案(理想)又は發明の評判に對しては常に反對論者がある。勞働を省くとか又は無駄な時間を除去する爲めに機械的仕組が要求され。世界の諸所にある發明心のある人はその要求を満足せしめんが爲めに實驗を遣り出した。其後彼等は互に助合つた。甚だしく惡るくて訂正を要する場合にも協同的であつた。最初に惡い事を攻撃する人は大抵變り者とか又はヤクザ者とか云はれても敢て意とせなか

つた。此時代の賣奴制度廢止論者 (abolitionists) のベンソーベル氏、スウザン、ビー、アントニー氏と "dying machine" を持ったラングレー教授は變り者であつた。彼等は惡まれ嫌はれ冷かされた。

最近百年間に四人の状態を革新するに努めた人は諸國に多數あつた。そして此國に於て最近二十一年間に四人の取扱方法は大幅に變遷し又種々經驗もされた。新典獄トーマス、オスボーン氏に依り或る金がシンシン監獄に於て今や計畫されて居るそして恐らくは大な興味を以て注目されて居るでせう。之はホンノ一部分である、なんとなればシンシンは今迄不名譽で名を知られたる故である。そして今試みられて居る變化は至極根本的のものであるからだ。

典獄が四人改革の問題に全く不案内の政略上の被任命者ではなくて……この前の典獄は鉛工であつた……そんな手間仕事を必要としない富豪であり又ハーバード大學の卒業者であり、そして長い間四人を取扱ふ色々な方法を習つて居て、あまつさへ、四人の様に監房の内に生活するといふ事までしたといふ事實は彼の努力を最も廣く周知せしめた。オスボーン氏は侮辱と稱讃とを一身に受けて居る。或る者は彼に正反對した。彼等はオスボーン氏を全く利己心なきそして好意を有する者であるけれど、とても實行の出來ざる夢の様な事をやつて行くのだと信じて居る。彼等は又政事家に反對された。彼等の反對は正當のものでなかつた。彼等是一目瞭然たる又隠れたる不當利得を得るために多くの方法のあるシンシン監獄を支配する事を欲した。彼等はオスボーン氏の仕事を誤傳して事業の邪魔をする。彼等は彼の椅子をねらひ若し彼等が非常に注意し勢力のある彼の友人が彼を援助しなかつたなら

ば彼はその地位を失ふでありませう。

知事ホワイトマン氏がオスボーン氏の考へを信用して居る事は幸運な事である。他の者はそれを信じて居る。彼等はオスボーン氏自身を迫害されそして誤解された剛勇なる十字軍士であるけれど然し衆愚を暗黒より導いて居て慘酷な蠻的な迷信と闘つて居る人を見ゆる。彼の生命を犠牲に供して居る事業の性質に依りオスボーン氏は周知を免れない。然しながらオスボーン氏は周知を求めて居ない。オスボーン氏は専ら他人の爲めになる事について動いて居て彼の事業の進行を中止しない限りは人々が彼について何と思ふて居ても彼にとつては何等の影響も受けない。個人としては私はオスボーン氏を除きよく知らない然しシンシン監獄とその四人 (譯者曰 inmate 寄寓者と譯す監獄の寄寓者は四人なるが故に四人と譯せり) については私は數年間見知つて居る。そして私は新舊兩制度のシンシンを見た。私はオスボーン氏が正しき方向に動いて居る人であると信じて居る一人である。四人にそんなに自由を與へてしまつたけれどもそれは尙吟味する處がある

然し或る物は確かなものである。過去に於て四人が受けた拷問と殘酷とは決して復活しないであらう。それに依りオスボーン氏は彼自身を祝福するであらう。將來に於て無數の四人がオスボーン氏に感謝するでありませう。

數年前私は記者 (譯者曰新聞社の採訪記者) としてシンシンを見た。私は種屋 (譯者曰所謂新聞種

こと）又は特別の記事を求めに行く事を常とした。その後私はシンシン監獄の近邊に引越してシンシンを度々訪問した。典獄の代はる毎に監獄内の氣分が變る。即ち或る時は一層よりよい氣分に。

大抵は一層惡るいものに。然し監獄の物質的部分——即ち監房、壁、建物、夫れ自身は決して變らないのである。彼等はシンシン監獄の有らん限り恥辱であり又其州の人に取りても不面目である事が存続するであらうと虞れて居るのである。それは一八三五年に建築され一八四六年に破壊された。その事はその建物が建設以來十一年の後の事であつた。即ち十一年前の事であるが紐育市に於てこの七十年間に多くの町の隅には各々以前のよりはよい建物が續々と建られた。米國に於ける如何なる大な町に於ても請負人は數ヶ月間に高層家を破壊しその場所に他の建物を建てる事が出来る。然しながら年と共に嚴正なる衛生上の注意と公の禮節と安全とを増進するの外はシンシン監獄は丁度それが一八三五年に於けるが如くである。獄舎に閉込め掛鎖と九條鞭を用ひし時代は暗黒時代である。そんなに從前の事ではないが事實シンシン監獄に於て四人等は縛り上げられて「バッドル」(譯者曰笞刑ならん)で打たれた。

シンシン監獄には八十年間太陽が見舞なかつた監房が二百ある。私は酷熱の六月の日にシンシンの中に立つたそして私の手で四壁が汗ばみて濕氣が滴下するのを感じた。

此等の監房は非常に狭小なので若しも監房の中で汝等が向を變へようとか歩かうとかすると汝等は

汝の身體で濕氣ある壁を拭ふでせう。監房は非衛生的であり毒蟲で滿され腐朽して居る。殺されたり狂にせられたり、一生涯痼癩質斯により不具者とせられたり、又言ひ難き疾患で病菌を植ゑられたりした四人は決して少なくないでせう。そして四人が獄舎そのものに困つて居る事や四人が典獄や獄吏の手に依り困難して居る事を全く離るゝ事は紐育州の人々に責任がある。四人を殺した事は典獄の手落ちであつた。四人を狂にしたのも彼等の手取りであつた。

八十年間立法部に續くに立法部と政體が變じてもシンシン監獄は健康と理性と生命との破壊者であるといふ事が議論された。然し觀察された人は選舉權がない。立法者は絞章を作り、玉突きや玉突きで慰安する財源を見出す事が出来ると雖ども。彼等はハドソンの避病院を破壊してそれに代ふるに彼等を困らしめ狂人にさせる建物を以てする様な馬鹿な事をする錢は見出す事が出来ないであらう。

オスボーン氏がシンシンに來る以前は四人の取扱を統御する規則は獄舎と同じで良好なるものでなかつた。規則は恐怖を以て見られた。過去に於てどんな規則でも吾々の祖先又は吾々が四人を支配するために作つた事は靈示 (inspiration) であつた吾々は恐れて居た。吾々は自分自身を下僕視して居た吾々は吾々自身の安全といふ事を考へて居る。それは安全に對する *order and peace* 駄鳥の様な利己主義である。吾々は若しも彼等を獸的人にし若しも彼等を不名譽の人間とし、彼等に吾々を惡意を以て見る様にしたならば若しも吾々が彼等を獸扱ひにしたならば彼等のために何事が起つても安全であると思つた。吾々は單に罪人を撲けるとか惡人を一層惡くするとか彼等を永久に法律上度外視せし

ある機にすると見えなかつた。吾々は彼等の事を單に野獸と心得て居て……それで恐怖といふものが皆打つて斑點を付けたり。恐怖の爲めに吾々は彼等の髪を剪つたりしたものだ。

なんとすれば吾々は囚人が若しも逃ぐる事を企てることを話すならば吾々は彼等をひどい目にあはせて禽獸の様な心に變らせる事を恐れた。二年前に獄吏と共に私がシンシンに於ける印刷所を立去らんとせし時一囚人が吾々を呼びとめて「サヨウナラダビスさん」と云つた。その違法行爲に對して、口を開いた冒險に對して彼が監獄に居らねばならぬ時が三日加へられた。

臆病者は常に殘酷である、なんとすれば規則は恐怖の結果に生じたものだ。規則は慘酷な、非道な鈍いものであつた。規則に對して囚人は精神に於て行ふに於て違反した。そして反抗心を鎮めん爲めに囚人が反抗心を増長するように煽動すといふ或る意味に於て刑を課せられた。それは唯單に怨恨を含まれた故訓であつた。此の時代に於て即ち最近三年間シンシンは殆ど下水溜であつた。その室の中に於て行はれた罪惡は人々をしてシンシンに於ける犯罪よりも一層悪いといふ感を起さした。犯罪は説き得べからざる單に暗黒にのみ存在する事又は人々を狂暴にしそして殺さるゝを自ら嫌ひて自殺するといふものであつた。他の原因は主として實際に拷問すといふ處罰を我慢する事が絶望と不能により多數の囚人は自殺したのである。此等の死即ち自殺としての死は外部の世界では決して知らぬが然し平均一ヶ月に一人乃至二人ある。先週一老人が私に話した。それは囚人の一員が頂上層より下

のへに落下しながら監房の前を勢ひよく過ぎる體を見た時にその叫び聲を四度聞ひたど。

此時代に監房に居る誰でもは探偵と服心の者とに左右せられた。人々は他を疑うた、人々は裏切る氣遣つた。獄吏は囚人から類比裡とウキスキの密商に對して金錢を貰つた。それからそれを發見する事に依り信用を示した。寵愛と昇進を得んが爲めに囚人は他の囚人を密告するし、獄吏は他の獄吏を術中に陥入れようとする。囚人取締は彼の探偵を持つて居た典獄とP、Kは服心の者を持つて居た。陰險なる囚人は典獄の信任を得るに足る。そしてその理由の下に特典を受けた。模範的操行者としての囚人があつた。彼等の内の或る者は眞實であつたけれども然し一般には謹慎なる囚人は他の囚人を敵の手に渡した(密告した)囚人であつた。密告する者が無い時には彼等は彼等に挑み掛けるのであつた。私は廿年に判決せられた囚人を知つて居る。善行に對して彼は一の名譽章と二つ棒を戴いた。それは七年間不行跡の行ひが再び彼に依て爲されなないといふ事を意味するのである。彼は或る特典の資格を與へられたとして彼が監獄に居なければならぬ時が短縮された彼の特典の一つは三ヶ月毎に我家から辨當の受取つてもよいといふ事であつた。囚人は讀むも書くもその何れかが許された、でこの事を知つて進級を欲する獄吏は彼に適合せしむる様に計畫した。彼は囚人の所へ紙を持つて居つて彼に辨當を持つて来るやうに家族へ請求する手紙であると彼に告げた。然しその手紙は辨當箱の中に一巻の紙幣を挿入し置く様に要求するのが常であつた。囚人は彼の印を以て手紙に署名した。辨當箱が獄吏の所へ着いた時に獄吏はその紙幣を發見して勝ち誇り顔に之を典獄の前に並べた。彼は進級

してその四人は名譽章を失つた。即ち、獄吏は日給五弗を昇給されんが爲めに四人を數年餘分に監獄に居るやうにその罪を宣告したのだ。私はその四人が懲戒委員長たるジョン・エス・ケンネディ氏に話して居る話を聞いた。彼は外の典獄にそれを話したが然し結果は話さなかつた。ケンネディ氏は兎に角辨當箱を宣告板の前に持つて來て而してその人は放免された。どんな事が獄吏に起らうともかまはない彼は彼の罪を却つて甘受するでせう。「神は彼の負債を毎土曜日の晩には支拂はさない」と或る人が言つた様に。

此話は此時代に獄吏の内に存在した人の一種の例證である。之と同じ様な種類の四人が居つたのである(未完)

畫の造の下の横は三本引くなり二本は誤なり、達の字も三本なり故に達は幸に疋なりと思ふは誤り也。之等は能く誤り易し。ウラヤムは誤にして義は地名なり其他決況、減、皆シを正しとす。

譚叢

○思潮

本欄はまた客月の監獄茶會に於ける、谷田監獄局長の前回に續ける講演にして、即ち米國に於ける四人自治制に関する評論也、而して尙ほ之にて終結するものに非ざれば、近日引續いて必ず之を完結せらるゝに至るべく、我々同人は其裏に浴するを至大の幸福として、今より感謝して止まざる也。或人この講演を聴いて叫んで曰く、是は日本と云はず外國と云はず、恰かも快眠春夢の中に夜半の警鐘を聞くが如く、獄制の衝に當る者をして皆な躍起驚奔せざるを得ざらしむるの衝がある、或はまた嘉永の昔米艦浦賀に渡來して、我國文明の餘毒に一鞭を着けたる如く、是は又た我獄制史上に一點暗を投入するものたらずして何ぞやと、兎に角に此新主義は廿世紀の產物に係る獄制史上の一大導火線にして、舊來の刑政思想を根本より覆さんとするもの、如く、既に其勢ひは磅礴として世界に瀰漫しつゝあるを見るべし、然るに今之を分解解説するに、學識豐富なる局長の頭腦を以てせらる、趣味津々一廻は二廻より感興の深きものあるは特に筆者の言を要

せざる所也、殊に今世の講演の部分こそ寧ろより多く聞くべきものあらん、讀者の等しく期待する所、唯だ憶らくは晦澁なる記者の筆、局長の所説其儘を活躍せしむる能はざることを、之れ特に讀者の寛恕を仰ぐ所也、櫻岳)

四人自治制の基本的觀念

凡そ獄制を研究するには、先づ其國民の立法者が、犯罪と刑罰に對する觀念は如何のものであるか、この事より能く理解してかゝらねばならぬ、何となれば獄制の組立てられる基本が此にあるからである、然らざれば暗夜に物を搜ぐるが如くに、朦朧として其真相を捕捉するは困難である、故に一國の獄制を論評するには其順序として、是非其根本思想たる犯罪と刑罰を如何に観るか云ふ點より始めねばならぬのであつて、言ひ換ゆれば犯罪と刑罰に對する如何なる考への上に、獄制は立てられて居るか、是が實に大切な觀察點なのである。

さてオスボーンは之に就て如何なる考へを持て居るか、今自治制の發案者たる彼の所説に視れば、

この新主義の由來と其根本思想が明かに窺ひ知られる譯である、就ては爰に紹介する所のものは、^{ソートランド}「近頃米國に於て出版せられたる」、「社會と監獄」、「監獄改良論」、「囚人と監獄」の三冊によるものであつて、其他にも入獄記や又は雜誌に現はるる論文などもあれど、重なる點は右三冊にて盡きて居ると思ふからである、處が獨逸流の論法なれば論理整然として能く秩序的に説明も出来るが、英米の夫れに至つては全く趣を異にし、論理にて疊み上げると云ふ筆法でないから説明にも困難である、困難ではあるが其代りに又た肩のこらない直覺情感的にして而かも理義平明なる筆法を用ゆる點は、亦た實に其長所と謂はねばならぬ、斯様の次第であるから茲に系統を追うて組織的に話すことは出来ず、勢ひ斷片的になるのは止むを得ない。

然らば彼は犯罪と犯罪人に就て如何に考へて居るか云ふに、其犯罪に對することは餘り從來と

變つて居るやうにも見へぬが、然し世人が一概に犯罪は極惡非道の人非人のみが、之を敢てするものだと考に對しては、極力反對して其非なる所以を力説して止まないものである、其要を摘めば、犯罪とて決して特種の人間のみが之を敢てするに非ず、犯罪の行爲にしても未だ立法者の認めざるものもあり、況して宗教道德の上より論ずる時は、犯罪の事實は廣く何人にもあり得るもの且つありつゝありと云ふに至當とす。

此見解は是非共世界の人類にあつて欲しきものなれど、而かも尙ほ未だ然か解釋して居ないのが一般の状態であるは、慨くべきことだとして、其誤りを解くために論理頗る努めたものである。

又た犯罪人とは如何と云ふ問題に就ては、彼は已に異つた考を以て居る、其論旨は即ち左の通りである。

世人の犯罪人を解釋するや、全く空想に陥りたるものにして、其間違たるや明か也、犯罪人と

雖ども決して怪物に非ず、蓋し古へより空想的なる恐ろしき怪物の名を、犯罪人と云ふ言葉に適用したるが爲めに、今日に至りても因襲の久き尙ほ其空想的の桎梏より解放せられずして、只無意義に犯罪人を外人視すものなるべく、若し一たび彼等仲間に這入りて、能く精察すれば人間當前の人情もあれば、義理も徳義も辨へ居りて何等普通人と異りたるものあるを認めざる也、然るに時あつて有罪の判決を言渡されるや、犯人は直ちに犯罪人の名の下に之を見下げて、一種恐ろしき人間と見做すに至る、是れ何たる淺見謬想ぞ。

例へば我國の現況にしても能く此說に裏書する事實ありと云ふのは、彼の不起訴處分の場合の如き、検事の意見にて放還せらるれば、世人は犯罪人に非ずとして待遇し、又た不幸にして判決を受くれば、忽ち犯罪人と名稱を附して別扱を爲すの傾は歴然たるものであつて、此一例を以てしても

世人の偏見は驚くべき事實であることを認めねばならぬ、斯くて彼は又た近代の學說に對しても、大反對の聲を揚げて居る、即ちロンブローゾの說の如く、骨格や體質の上にて已むを得ず犯罪するなど云ふのは、皆な間違つて居るとて、之に就てはドクトル、ゴッリングの說を引いて、痛く其謬點を攻撃し殆んど完膚なしと云ふ迄に、多くの例證を擧げて論破して居る、而して改善不能と云ふが如き實に妄斷の甚しきもの、空論此上なしだと大膽に主張するのである、又た犯罪人は所謂犯罪病に罹りたるものであつて、何人も此に至つては犯罪せざるを得ずとも云ふけれども、之れ又た根本的に間違つて居る、と云ふのは元來病氣は機能に屬すべきもの、決して靈魂に存すべきものでない、犯罪は抑も靈魂の働き即ち其性情に調はぬ所があつて起るものである、病氣と云ふことは身體と其機能に就ては想像が出来るけれども、之は靈魂に屬せな

いから従つて犯罪の原因とはならぬ、唯た靈魂に缺陷があり即ち個性上に不完全なる所があつて、犯罪となるのであつて之は先天的にも來り、或は境遇若くは教育等よりも來るのであるが、何しろ色々の事柄が錯綜して個性を型造り、遂に其が犯罪となりて現はれるのが事實であると主張するのである。

オスボーンは元來學者でない、けれども論旨透徹思想豊富、能く識見確立引例亦た甚だ巧みであつて、讀みもて行く間に感興自ら湧き、論理促々として迫り來り、人をして遂に同感同意の論者たらしめずんば止まざるの勢がないではない、然かし夫れど云ふも畢竟眞理を認めて確く其の確信の上に立つ所に力があるからのことであらう、即ち彼れの云ふ所に左の如き一引例がある、

世人の所謂犯罪人とは恰かも地球上の赤道の如し、之を研究するに當り假りに子午線を引いて其便に供すれども、之れ假定に過ぎず、決して

し去つて居る。

例へば茲に子供があつて火を弄んで居る、此時何にかのはづみで火傷をする、之れ觸れてならぬ火力に觸れたからである、無論頑はない子供は無心であつた、けれども自然力は何人を問はず法則に違ひ火傷さしたのである、道理は同じこと即ち法を破りたる犯罪人に、法力の反撃を加へるのも自然力のそれと毫も變りはない、されば惡心に出でずとも子供の火傷と同じく、犯罪人は總て刑の制裁を受くべきは當然であらう、然るに又た子供の母親は此場合如何にするかと云ふに、彼れは必ず子供をいたはり厚く介抱して保護してやるでないか、して見れば社會も亦此通り犯罪人を介抱して、或は訓戒し或は獎勵し若くは又自然力に對する後來の理解を與へねばならぬ、此の如きは即ち之れ正義の要求である。

何んと説き得て妙でないか、斯様の見解であつ

實在するものに非ざる也、犯罪人も亦た此の如し、即ち便宜上の符合と見て可也。

此の如くオスボーンの見解は徹頭徹尾普通人と異ならずと云ふのであつて、犯罪人とは單に任意用語としての符合也との一語を以て盡せりと爲すものゝやうに思はれる。

個性が犯罪を型造くるとせば、刑法上の責任は如何に觀るか、例へば家庭不良の如き其運命に餘義なくせられたる場合に、責任の有無を如何に論ずるか、元來この責任論は尤も八釜數學問上の問題にして、倫理、哲學、若くは精神科學等にまで、關する根本問題とも云ふべきものである、然るにオスボーンの説によれば彼れも亦た矢張責任は從て犯罪者に販すべきものだ云つて居る、縱し運命に餘義なくせられたる者に刑法上の責任を負はせるは、些と無理のやうにも當るけれども、併しそれは又其處に之を負はねばならぬ相當の理由があるのであるとて、左の如き例話を以て巧に説明

て見れば、今日の所謂犯罪人と雖ども決して人非人視して特別に取扱ふべきでなく、何處迄も普通の人間として待遇せねばならぬと云ふ彼れの主義は、最早一點の疑ひもない譯である、果して普通人と異ならず従つて別種の取扱をなすべからずと云ふことになつて來れば、此に獄制上にも大なる關係を生ずるは勿論であつて、この自治制なるものも斯かる見解よりすれば、當然の結果と見て差支はないのである、而して彼れは彼の階級制に對しても、大分攻撃して居るが彼れの主義よりすれば開は毫も怪むべきでない。

刑罰の性質に就て彼れは如何に解するや、此點に限りては彼れの態度甚だ曖昧のやうである、けれども大體の主義より案すれば、刑罰は唯だ反撃也と云ふのだから、法律が罰すると云ふのは不可である、法律は唯だ一時的に暫くの間、彼が社會生活の出來る迄訓練の爲め、留め置くのだと云ふ見解の外あらざるが如く、別に學問的の見解とて

確立するものあるを見ないのである、要するに犯罪の防止反撃が大體の見解であつて、彼の刑は苦痛也と云ふ如きことは、彼れは決して之を云はなないのである、或は刑は藥也とも云ふのであるが、それにしても彼れは苦藥には限らずと云ふのである、何んのことはない彼の意見に従へば結局刑を一種の救済法と見るの外はない。

刑罰の基本に就ての彼れの意見を窺ふに、全く實利主義に存するものと見るの外はない、何となれば彼れの考は刑の目的を唯だ再犯豫防にありと見て居るのであるから、從て舊來の純正主義だの折衷主義だの、又は恢復應報だの色々ある其何れの説にも交渉がないからである、彼れをして謂はしむれば、再犯豫防のため囚人を一時隔離せねばならぬ、此隔離其者か刑罰だと云ふのである、而して彼れは即ち曰く刑罰は社會の持續權也、此點は明白に云つて居る。

さらば刑罰の效用に就ては如何と云ふに、之れ

は古來三の説がある、其一は贖罪論、二は威嚇論、三は矯正論、此三のものは英米一般の通説になつて居るが、彼は先づ其第一説の念を起さしむるのみにても、國家の不利益之れより大なるは無しと、難作なく論じ去つて居る、第二説に就ては長く論じては居るが之も大間違也とて彼れの決して賛成せない所のものである、其要は威嚇は實際上決して效のないもので、之を世人が效ありと見るは非常なる誤解と云はなければならぬ、其效なき證據は歷史上幾多の事實があるとして、之を列擧して論辯して居る其中の一に、ハワード傳を書いて會て自ら目撃したと云ふデクソンの記事に左の如き事がある。

一八四〇年彼れは自ら死刑執行を觀し時、群集中に死刑者の母ありき、彼れは青ざめたる顔付にてはあつたれど、頓と無感覺の風にて其子の死刑の有様を目撃しながら、ブラホーと叫び且つ平然として曰く私に彼れが勇敢に死んだ

ことを知つて居ると、又彼れに情婦ありしが之れまた平氣に飲食店を遊び廻つて居たり、更に其兄弟に流刑に處せられし者ありしのみならず、尙ほ他の兄弟には強盜の審判を受けたる者すらもありき、斯様の次第にて如何様にしても威嚇にては到底其効なきを知ることが出来るにあらすや、また、

ヘンリー八世在位の間に、七萬二千の罪人を死刑に處したこともあり、丁度四日間に二十一人を執行したる割合に當れり、斯く迄に峻嚴殘酷を極めたる時代も更に何等の效なかりしは、歴史の證明する所也、且つ夫れおごかしで以て犯罪を防ぐことは、元來卑怯の沙汰にして其結果は國民も國家も共に長縮して無氣力となるのみ眞に之れ無意義也、故に結局は矢張感化矯正に非ざれば、刑の效用は期し難きを明確に認めずんばあるべからずと、

是に由て之を觀ればオスボーンの考は、全く實

用實利主義のものであるは、今更言ふまでもない、是に於て乎監獄の制度も舊來の通りにて可なる所以がない、是非何等か感化矯正の方法を講すべき必要が起るも當然であらう、監獄の目的を如何に觀るか、之も大に考ふべき問題である、即ち彼れの言ふ所によれば、一口に言へば人間のセルフ・エデュケーション即ち我儘根性を打破することを努めるが、先づ第一の監獄の目的である、而して是迄の監獄管理法は、犯罪人を如何なる状態の下に置かう問題であつたけれども、今後は之に反し如何にして犯罪者を社會に返してやるべきか問題とならなければならぬ之を言換ゆれば、善良の囚人を造るが監獄の目的でなく、善良の市民を造るが目的であると云ふので、此善良なる市民と云ふのは、自己中心でなく他の利益を重んずる公德心の強き人物を意味することは云ふ迄もない。(文責在記者)

統計

大正七年三月中入出監竝月末在監人員

[illegible]

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支國
那名
男女
受刑者
刑事故告人
四
三一

統

總計	挪威	葡萄牙	露西	北米	西合	衆國
男	男	男	男	男	男	男
女	女	女	女	女	女	女
三六	一	一	五	一	三	
一	一	四	二	一		
四	七	一	四	五	二	四

大正七年三月末在監者人員表

(五三)		計	
監獄別	男	女	計
小菅	一、三八	一、二八	三、〇六
東摩	六	三、五五	三、六一
豐多	一、一七	一、七二	二、八九
巢鴨	二、六九	二、六九	五、三八
横濱	一、五五	一、六四	三、一九
浦和	一、二五	一、三九	二、六四
前橋	八、四九	八、四九	一六、九八
千葉	八、九〇	八、九〇	一七、八〇
水戸	七、九〇	七、九〇	一五、八〇
宇都宮	六、七	八、三	一五、〇
長野	一、七二	一、三三	三、〇五
合計	一、三八	一、二八	三、〇六
刑事被告人	男	女	計
小菅	七、六〇	六	七、六六
東摩	一、一七	一、一七	二、三四
豐多	一、一七	一、一七	二、三四
巢鴨	二、六九	二、六九	五、三八
横濱	一、五五	一、六四	三、一九
浦和	一、二五	一、三九	二、六四
前橋	八、四九	八、四九	一六、九八
千葉	八、九〇	八、九〇	一七、八〇
水戸	七、九〇	七、九〇	一五、八〇
宇都宮	六、七	八、三	一五、〇
長野	一、七二	一、三三	三、〇五
合計	一、三八	一、二八	三、〇六
勞務場留置者	男	女	計
小菅	一、三八	一、二八	三、〇六
東摩	六	三、五五	三、六一
豐多	一、一七	一、七二	二、八九
巢鴨	二、六九	二、六九	五、三八
横濱	一、五五	一、六四	三、一九
浦和	一、二五	一、三九	二、六四
前橋	八、四九	八、四九	一六、九八
千葉	八、九〇	八、九〇	一七、八〇
水戸	七、九〇	七、九〇	一五、八〇
宇都宮	六、七	八、三	一五、〇
長野	一、七二	一、三三	三、〇五
合計	一、三八	一、二八	三、〇六
乳兒	男	女	計
小菅	一、三八	一、二八	三、〇六
東摩	六	三、五五	三、六一
豐多	一、一七	一、七二	二、八九
巢鴨	二、六九	二、六九	五、三八
横濱	一、五五	一、六四	三、一九
浦和	一、二五	一、三九	二、六四
前橋	八、四九	八、四九	一六、九八
千葉	八、九〇	八、九〇	一七、八〇
水戸	七、九〇	七、九〇	一五、八〇
宇都宮	六、七	八、三	一五、〇
長野	一、七二	一、三三	三、〇五
合計	一、三八	一、二八	三、〇六
合計	男	女	計
小菅	一、三八	一、二八	三、〇六
東摩	六	三、五五	三、六一
豐多	一、一七	一、七二	二、八九
巢鴨	二、六九	二、六九	五、三八
横濱	一、五五	一、六四	三、一九
浦和	一、二五	一、三九	二、六四
前橋	八、四九	八、四九	一六、九八
千葉	八、九〇	八、九〇	一七、八〇
水戸	七、九〇	七、九〇	一五、八〇
宇都宮	六、七	八、三	一五、〇
長野	一、七二	一、三三	三、〇五
合計	一、三八	一、二八	三、〇六

大正七年三月末日現在受刑者刑名表

(△、減)

刑名	期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
無期	十五年以上	五三二	二五	五五七	五五九	四八八	△	六九
十五年未滿	十五年未滿	九六九	三七	一、〇〇六	一、〇〇〇	八二一	△	一八五
十年以上	十年以上	一、四五〇	五一	一、五〇一	一、五〇二	一、二〇一	△	三〇〇
五年以上	五年以上	九、一一四	二五九	九、三三三	九、四一三	九、四四九	△	七六
三年以上	三年以上	七、三八六	二七八	七、六六四	七、六六四	六、九八三	△	六八一
二年以上	二年以上	六、六三五	三〇五	六、九四〇	六、八八六	六、四一六	△	五二四
一年以上	一年以上	九、四八九	四〇〇	九、八八九	九、八八三	九、二五七	△	六三二
六月以下	六月以下	八、七〇六	三六四	九、〇七〇	八、八九四	八、四六九	△	六〇一
三月以下	三月以下	四、二五一	一九一	四、四四二	四、三三三	四、〇八二	△	三六〇
計	計	一、二五一	九一	一、三四二	一、一四八	一、二六三	△	七九
無期	無期	四九、七八三	二、〇〇一	五一、七八四	五一、三〇二	四八、四二九	△	三、三五五
十五年以上	十五年以上	—	—	—	—	—	—	—
十五年未滿	十五年未滿	—	—	—	—	—	—	—
十年以上	十年以上	—	—	—	—	—	—	—
五年以上	五年以上	—	—	—	—	—	—	—
三年以上	三年以上	—	—	—	—	—	—	—
一年以上	一年以上	—	—	—	—	—	—	—
六月以下	六月以下	—	—	—	—	—	—	—
三月以下	三月以下	—	—	—	—	—	—	—
計	計	—	—	—	—	—	—	—

大正七年三月末日現在在監受刑者罪名表

(△、減)

刑名	期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
無期	十五年以上	五三二	二五	五五七	五五九	四八八	△	六九
十五年未滿	十五年未滿	九六九	三七	一、〇〇六	一、〇〇〇	八二一	△	一八五
十年以上	十年以上	一、四五〇	五一	一、五〇一	一、五〇二	一、二〇一	△	三〇〇
五年以上	五年以上	九、一一四	二五九	九、三三三	九、四一三	九、四四九	△	七六
三年以上	三年以上	七、三八六	二七八	七、六六四	七、六六四	六、九八三	△	六八一
二年以上	二年以上	六、六三五	三〇五	六、九四〇	六、八八六	六、四一六	△	五二四
一年以上	一年以上	九、四八九	四〇〇	九、八八九	九、八八三	九、二五七	△	六三二
六月以下	六月以下	八、七〇六	三六四	九、〇七〇	八、八九四	八、四六九	△	六〇一
三月以下	三月以下	四、二五一	一九一	四、四四二	四、三三三	四、〇八二	△	三六〇
計	計	一、二五一	九一	一、三四二	一、一四八	一、二六三	△	七九
無期	無期	四九、七八三	二、〇〇一	五一、七八四	五一、三〇二	四八、四二九	△	三、三五五
十五年以上	十五年以上	—	—	—	—	—	—	—
十五年未滿	十五年未滿	—	—	—	—	—	—	—
十年以上	十年以上	—	—	—	—	—	—	—
五年以上	五年以上	—	—	—	—	—	—	—
三年以上	三年以上	—	—	—	—	—	—	—
二年以上	二年以上	—	—	—	—	—	—	—
一年以上	一年以上	—	—	—	—	—	—	—
六月以下	六月以下	—	—	—	—	—	—	—
三月以下	三月以下	—	—	—	—	—	—	—
計	計	—	—	—	—	—	—	—

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
竊盜	二六、六六六	九三三	二七、五九九	二七、四七八	二五、六八八	△	一一一
強盜	二、四〇二	二〇	二、四二二	二、四五六	二、五一四	△	九二
賭博及七富藏	三、四四九	九一	三、五四〇	三、二五一	三、一八七	△	三三三
詐欺及七恐嚇	五、八四八	一〇九	五、九五七	五、九七七	五、七二六	△	二四一

寄書

新說陳聞 (三)

湖乾迂生

△奢侈禁遏の將來如何。世界戰亂の結果、社會狀態の變革せられしもの一二に止まらず、生産組織食糧制限、婦人勞働の如き社會問題は殆ど前代未聞の面目を呈し、甚しく吾人の感興を惹く、其他に交戦各國が奢侈品輸入禁止の政策を施し、又其國內に於ても贅澤制遏の方法を講ずること頗る緻密なる趣を新聞紙上に見て、毫も之を怪むものなきことも亦た新奇なる現象といはざるべからず。凡そ奢侈の如き風俗は、國民の自制心に訴ふる必要に由りて變革し得るものにあらずは東西の歴史之を證して餘りある所。近くは我國徳川時代に

徴るすも屢々令して終に永續せざりしなり。

徳川五代將軍綱吉の時(元祿三年)令して庶人婦女の服に金砂縫、鹿の子等を用ゆべからず、絹紬木綿麻布に限るべしとす。當時江戸に石川六兵衛なる富商あり、其妻京都に入りて難波屋十左衛門の妻と華麗を競ふ、十左衛門の妻は緋繻子に京の全景を畫きしものを用ゆ、六兵衛の妻は之に對し黒羽二重に立南天を縫ひ付け、其南天の實は悉く珊瑚珠なるを着用せりいふ。綱吉曾て東叡山に詣す。右石川六兵衛の妻黒門の前に棧敷を作り黄金の簾を垂れ、名香を薫し、盛裝の侍女を左右に従へて行列を見る、綱吉即ち怒り、江戸の商人にあるまじき風なりとて其財産を沒收して、追放に處す。又大傳馬町を通過する時薫香の高きを知り、人をして探らしめしに、富商丸屋某の家に伽羅を焚ぐなりと分明し、同じく沒收して配流せり、然れども後ち綱吉自ら驕奢を事として、法令は寸毫の權威なく、越

えて享保、寛政の禁令頻發の勢を造り、然かも此等の禁令も終に形式一片に葬られ去る。蓋し儉約政策を徹底せしむる方法を缺きしが爲めなり。

現今の交戦國中、獨逸の如き古來質素を以て立國の基礎となせるものは怪むに足らず、英國の如き將た米佛の如き自由主義、個人主義を以て國民的精神とせるものが、戰爭勃發以來全く從來の態度を抛ち、一意國家の爲めに極端なる儉約を守もりて尙ほ其及ばざるを虞る。殊に英國に於て其著しきを見るは正に世界の奇蹟と云はざるべからず。是の如きは一時的變態現象にして戦後には持續せざるものとなすか。或論者は曰く、文明の潮流は決して戦争又は政治上の關係位にて抑壓せらるゝものにあらず。既に文明の進歩が繼續するものとせば、其一大特徴たる生活の豊富充實の勢も亦た底止するものにあらずして、戦後は目下の反動として一層奢侈の風起らんと。然るに一方之と

異なりたる意見を有する學者も少からず。今其中ジョージ、ヒース氏の所論を少しく紹介する所あらんとす。ヒース氏が一昨年英國内各宗派に屬する社會事業關係者の夏季講習會の席上に講演せしものを同講演集に載せられし之を抄出す。昨年も同一の講習會を開らきし筈なり。

ヒース氏初めに曰く、「開戦以來新聞紙上に奢侈質素、冗費、儉約に關する論議の顯はれしことは新聞紙創設以來戦争迄の間に出でし所よりも多く倫敦タイムズに載せられし所の此種の論説を蒐集するだけにても、優に有益なる書冊となるべし。若し三年前(戦前)に人ありて、君が倫敦に赴むくならば眼に縋帶をなさるべからず、華美なる服裝を爲すべからず、自動車を驅るべからずとの辻々の大看板に着目せよと告ぐるものあらば、此人を以て必ずや癡狂院所屬の人物と見做せしならん。然るに今日に於ては何人も怪まざるのみならず、到る處個人の金銭消費につき人々の注意を喚

起しつゝあるは何が故ぞ、深く探求すれば必ず其所に質素を重んじ、奢侈を厭ふの有力なる理由の存在することを疑はず」と説き起し、一面より之を言へば固より國民共同の敵を殲さん大目的を有することに由るなれど、一面より云へば國民と國家との間及び國民相互の間に利害の影響尤も鋭敏に感知せらるゝに至りしなり。ヒース氏は之を「收入を費消するにつきての新しき社會的良心」(The New Social Conscience as to Use Income)と名けて、此良心の發動に由りて節約が勵行せらるゝものとなす。其所謂新しき社會的良心が奢侈を排する理由に二あり。其一は經濟的理由よりして、勞力の牽制を厭ふなり。例へば某所に大建築を企つる富豪ありとせば之が爲めに軍需品製作の職工の手を奪ふことになり、多數の僕婢を雇使する者あれば同じく單器製作の力を殺ぐ前に怪しの獨逸種の富豪英國に住し、米國の公債を賣却して、格別の必要もなきに非常の高給を拂ひ數多き人を使役し

つゝありしが、後に至り附近の軍需品工場の人手を不足ならしむる目的に出でしこと明瞭せり。現今に於て何人か縱令自己の富を費消するも若し贅澤に屬するなれば非難を受くる點に於て彼と敢て違ふ處なし、蓋し國家に必要な勞力を私用に壟斷獨占するの都合あればなり。

其二是戰禍の悲惨なるに比して贅澤に流るゝは同情を缺くとの道德的義憤より奢侈を排す。試みに戰亂の巷となりて蹂躪せられし波蘭、自耳義、アルメニヤ等の不幸、並に自國軍隊の塹壕生活の辛酸と對照して見よ、力能く是を爲し得るとするも美服美食をなすとは何たる心なき所爲なるぞとの義憤が民衆各自の胸中に鋭敏となりつゝありて甚だ深刻にまた抹消し得べからざる程度に達す。

以上二種の理由よりして禁奢生活が主張せられ且つ其主張が各人に承認せらるゝものなるが、戰後果して如何、戰前に存せし勞働者の不穩、ストライキ、婦人參政運動、愛蘭問題等の紛争は皆な一

齊鎮靜に叛し、唯だ國民共同の敵に當るの大目的の爲めに舉國一致に出でたり。戰後内治問題につき之と同様の一致を見んことまた難い哉。

此に至りてヒース氏は加奈太知名の一政治家と呼ぶ人の書狀を提示し、「吾人は國家の爲めの産業計畫を立つるの必要に際會す。其第一着手は産業制度の根源を分解し、從來の如く資本と勞働の論議を斷然全廢し、人類が身體及精神の兩勢力を具へ、之に自然の力を合して、營々勤勞したる結果は唯だ生活の物質的基礎、然り單に物質的基礎を獲得するに止まり、精神的要求は依然として何等充たさるゝ所なくして了ることを論議せざるべからず。問題は實に物質と精神との闘争にして、如何にせば之を調和すべきかにあり。此二者は固より人類生活の兩面にして、若し物質を増加せんと努力する結果、精神を破壊することありとせば即ち是れ世界の罪惡を犯すものと云ふべし。此點に於ては恰も現戦争と酷似し、後者は世界環視の中に

行はるゝに反し、前者は暗々黙々の間に殺傷せらるゝの相逢のみ」と。氏は深く之に賛成し、斯る産業上の慘禍、否、社會上の缺陷を矯正し、國民をして善良なる生活を遂げしむること、是れ豈戰後に於ける吾人の共同目的にあらずやと絶唱せり而して此目的を達成するにも矢張戰時と同じく一は經濟論よりして勞力の牽制を避けざるべからず、即ち人々大家庭大庭苑を所有することを廢せば他をして小家庭小庭苑を比較的容易に得せしめ上中流の家庭に僕婢を減少し、或は廢止すれば下流の家庭に幾分便宜を與ふることゝなるべし。シーボム、ローンツリーの調査に由れば平時一人の職工が最低限の保健食物を得るには一週間(邦貨にして)約壹圓七拾五錢にて足れりとす、然るに世には一週間六圓、七圓、甚しきは拾圓廿圓をもあつるものあり、茲にも勞力の牽制なくんばあらず。英本國の人口四千萬、其中の八分の七が残り八分の一の人の生存する爲めに日夜努力奉事しつ

つありといふ。努力牽制禁止の看板は戦後と雖も決して撤回すべからざるなり。二には道德論に移らん。世上「労働階級の女の書状」と題する書籍あり之を繙くも可なり。又或は細民街の母の學校に往きて調査するも可なり、貧民の兒童が如何に物質の缺乏よりして悩み、又は不具となりて其發育を妨げられつゝあるかを知ることを得ん。彼等に對し適當なる營養、藥餌、看護、醫療が施されしなれば完全に生育すべかりしなり。智識教養の缺乏の爲には尙は一層の悲劇を見るべし。眼前かゝる悲境に在る人の中に於て贅澤に金錢を費消することは富有なる地方に於て費消する同一の安全は決して期すべからず。是れ儉約の間に吾人の奢侈に對する義憤の存することを告知するに足る、他日戦後と雖も公園に馬車を驅る貴女に何人が飛び蒐からずとも限らざるべし。云々

ヒース氏は上の如く上流に節約自制を要求すると同時に、最下層の貧民にも同一の説法を必要と

する旨を陳べ居れり。即ち貧民は飲酒の浪費、食物の無駄等甚しきを以て、之が節制を説き、滋養ならざる食物飲酒の如き避けよ、兒童の爲めに金錢を有効に使へと勧告すべし。階級戦争は目下休戦状態に在るも、由來其原因は物質的慾望にありて、労働者自己の要求のみならず。妻は夫の収入の増加せんこと、娘は娯樂の資金を得んことを希望するより生じ、一方はまた資本家が其収入、利益配當の多からんことを欲するより起る。故に自覺すべきは双方に在りと雖も、比較的教養多き丈けに資本家よりして先づ其態度を改むべしとなす而して彼等に對して其潤澤なる収入を奢侈に使ふことなく、或は工場設備を改良して生活必需品の安價に産出せらるゝことを圖り、或は住宅改良田園都市を設くること、或は慈善的教育機關を建つること等を擧ぐるも、是れ月並みの所説に過ぎざれば省く。

斯く論すれば茲に二の非難を生せん。其一是富

祐者か浪費を節する場合に就業者の多收に失職の憂き目を與へ。其二は藝術の發達を阻害せんとなり。前者は毫も憂ふるに足らず、宜しく國家的施設を以て社會民衆の要用なる品物を製出すべく教養すべし。後者は一體に從來藝術に金を掛け過ぎて、富祐者が餘分に金を投ずる結果下層民は之に親むを得ざるに至る。寧ろ斯る迷執は打破して衆と共に樂む底の藝術の愈々普及せん事を圖るべきなり。

「以上の所見は敢て苦行者又はビュリタンのにあらずして、吾人は同胞として一體をなすもの、吾人の費消が他の人の生命と幸福に影響するものなりとの感情よりして、新しき社會的良心が起るなり。其背後には凡てのもの、背後と同じく深奥なる宗教的人格的要求が横はる、即ち物質所有の過剰は心靈を繫縛して其發達を阻害するものなりとの基本的量理に到達せずば、社會的良心の覺醒得て期すべからず」云々と結び。

以上のヒース氏の所論は極めて亂暴に抄略せしものにして、抄略の文は蒸溜水の如く無味なりとの古言の如く、更に讀者の感興なかるべきも、新社會的良心を提唱して、現今戦時に於ける奢侈禁止の風俗が戦後に持續するもの、又持續せしめざるべからずとの主張は正に一顧の値ひありとす。尙今一つ面白き事は、英國に於て新良心として論せらるゝ所の思想が三百五十年前程前支那に於て既に唱へられたるにあり、即ち明の袁了凡が其陰騭錄に曰く。

「此僞慢(一)には驕奢の意に用ひたり」は深き仔細有て、其人の村里は云ふに及ばず、一天地一世間の人夫鬼神への無禮になることなり。此僞慢のうらを謙虚といふ。謙虚の二字を行ふ者は美味を食すべき身分の者、一日美味を食せざれば一日其美味を世界の人天鬼神へ譲り與るに。又好衣を着かねぬ人の、一日好衣を着せざれば、一日其好衣を世界の人天鬼神へ譲るに

成る。又大宅をも建かねぬ人の大宅を建ずして小宅に住するは、一日でも乃至一月一年十年百年にても、そこをつくり、此をつくり、見苦しき事をこらへるは、其間大宅を世界の人天鬼神へ譲り與るに成なり。其外一切我身の爲に奢るべき事を止めてせざるは、皆世界の人天鬼神へ譲り與へ奉るに成る者なり。因て謙虚を守る人は一錢の費なくして、其施行天地の間に満るなり(和譯陰陽錄による)

統計に現はれたる各監獄の成績

(承第三十一卷第三號)

監獄局 藤井 藤藏

五、在監死亡率の減少

大正五年の全國に於ける在監死亡者は八百三十三人にして之を前年の八百七十一人に比すれば三十八人、前々年の千〇九十一人に比すれば二百五

十八人の減少である。更に三年前の大正二年に於ける千三百二十六人に比すれば實に四百九十三人の減少で、其減率は三割七分に當るのであつて斯る好成績を見るに至つたことは斯界の爲め衷心慶賀せざるを得ないのである。

豫て聞く、獄政は在監死亡率の多寡に依つて其内容を卜知することが出来る、然り晩近に於ける我が獄政の改良發達は豈啻在監死亡者の減少のみならんやである。

在監死亡者の減少の如きは、監獄衛生の發達完備したる自然の現はれであつて、何れの監獄に於ても別に在監死亡者減少に就て特種の方策を繞らす譯ではないが、監獄に於ける衛生施設が完備するに従て斯る好成績を見ることとなるのは疑ふべからざる事實である。即ち根據を極めずして死亡者の減少のみに急つたからとて好果を収め得べきものではない。

理窟は別として、吾人は監獄衛生に關する成績

を説くに當り、順序として既往數年間に於ける在監死亡者數と平均在監人員との比例を擧げ、次で各監獄別の成績に付言及して見やうと思ふのである。

全監獄死亡率遞減狀況

年次	在監死亡者總數	平均在監者千人中ノ死亡者
大正五年	八三三	一五・六二
大正四年	八七一	一五・四一
大正三年	一、〇九一	一八・五八
大正二年	一、三二六	二一・四四
明治四十五年	一、一六〇	一七・五四
明治四十四年	一、三四九	一八・八五
明治四十三年	一、五九七	二一・九六
明治四十二年	一、三七四	二一・五四

前表の如く、在監死亡者の數が漸々減少に傾きつゝあるといふことは洵に喜ぶべき現象であつて、續つて彼等可憐なる在監死亡者本人及び其家族の上に、想ひ及ばしたならば、在監中の死亡といふ事柄が如何に悲惨であるかは豫想の外であらうと

思はれるのである。彼等在監死亡者中には改悛の道程にある者、又は全く悔悟歸善した者もあるであらう。従つて刑餘、良民生活に復歸せんが爲めに窃に焦慮し、又大なる決心を以て出獄の日の至るを待つてゐた者も少くないことであらう。又家庭に於ても人知れず袖を濡らして只々出獄の日の至るを待ち受け居ることはいふまでもない。其他無事を怨んで、公正なる裁判を仰がんことを期して居つた被告人もないとは限らない。夫れが死といふ悲むべき一現象の爲めに悉く破壊されるのであるから、之れ程悲惨の極みはなからうと思ふ。

死は天命である、人爲の干渉に依り動かし得べき問題でないといふは、夫れ迄であるが、去れは逆決して自然の成行に放任することは出来ないのである。兎に角在監死亡者の數が、以上の如く減少の事實を示してゐるのは、單り監獄の成績が良好なりといふのみならず、人道の上から見ても大に賀すべき事柄であると思ふ。

六、死亡者前年との比較

在監者の死亡といふ事實は、當該監獄の動かすべからざる成績に關係するのであるから。孰れの監獄に於ても出來得る範圍に於て、衛生施設を完備し、其數の尠からんことを期待されつゝあることは言ふ迄もない。否在監死亡者の減少は、監獄衛生の施設方法が實質的に進歩發展したる自然の結果である。殊に又夫れが行刑の本旨を失はざる程度に於て設備し治療を施さねばならぬのであるから、當局者の苦心は容易のことでない。此處が即ち治療萬能の普通病院と異なる點である。

在監死亡者の數は全國監獄の合計より見るときは、年々減少に傾きつゝあるが、若し夫れ個々監獄に付比較對照するときは、年により増減あり、又甲乙監獄に於て數の多少あるは免るべからざる事實であるが、此増、減、多、少の差異ある數字こそ所謂統計に現はれたる各監獄の成績となるので、統計の主なる目的は此比較對照の活用にある

と思ふ。
今各監獄に於ける大正五年と、其前年たる大正四年の死亡者に付比較して見るに、増減の著しいものがある。一々之れを舉示するのは煩に失する嫌があるから中に就き前年に比し半數以下に減したる監獄と、倍數以上に増加したる監獄とを摘出して見るに右の通りである。

死亡者半減又は倍加したる監獄

種別	大正五年 死亡者總數		大正四年 死亡者總數	
	前年に比し 半數以下に 減じたる監 獄	前年に比し 倍數以上に 増加したる	前年に比し 半數以下に 減じたる監 獄	前年に比し 倍數以上に 増加したる
青森	一		六	
岐阜	一		四	
和歌山	三		二〇	
神戶	三		九	
小倉	五		一一	
福岡	四三		九四	
神戶	四二		二〇	
奈良	一六		七	
甲府	一〇		五	
府	八		四	

監獄

高 知 八 三
網 走 四 二

前表に據つて見れば、成績の優秀なるは青森、岐阜、和歌山、沖繩、小倉、巢鴨の六監獄である。但し沖繩及び巢鴨の兩監獄は、前年に比すれば半數以下に減じて成績良好なるも、在監者との比較より言ふときは、此二監獄より少數なる監獄が尠くない。要するに前表は其監獄に於ける死亡數が前年と著しい懸隔があつたといふに過ぎないのであつて、敢て他監獄の成績に比し良否を斷する譯ではない。蓋し増加の監獄に於ては以上の成績に徴し、必ずや考慮せらるゝ所があつて其原因に付既に研究を遂げられて居ること、信するのである。茲に特記して置きたいのは、青森、岐阜の兩監獄に於て、一ヶ年を通じ僅に一人の死亡者を出せしに過ぎざる事である。岐阜監獄に於ける大正五年の在監者平均は本分監を通じ七百五十三人にし、青森監獄の同平均人員は二百九十三人なるを以

て、參考として附記して置く。
又和歌山監獄に於ても前年の二十人に對し僅々三人を出したるに過ぎざる事實は感嘆せざるを得ないのである。

七、在監者と刑の執行停止者の關係

大正五年に於ける各監獄の死亡率は、最少岐阜監獄の〇・一七%、最多秋田監獄の三・七七%、各監獄の平均は一・五八%(比較の便宜上本項は男在監者及び其死亡百分比例に據る)であつて、岐阜、秋田兩監獄の懸隔の甚だしいのは一驚せざるを得ないのである。併しながら統計は、大數觀察に依り其價值を發揮するのであるから。一年二年の事實を根據とし彼是批評するのは輕率であると思ふ。故に各監獄に於ける衛生に關する成績を見んとするにも、患者死亡者を始め、在監者の健康状態、其他各種方面に涉り調査研究を遂げ、又其數も數年間積算したる大數に就て、比較分析したるものにあらざれば、統計上より可否の斷定を下すこと

の出来ないのは言ふ迄もない。就中在監死亡數に大なる影響を有するものは、刑の執行停止者であると思ふ。

刑の執行を停止することを得る場合は、法律の明文に基き(一)心神喪失の状態——(二)刑の執行に因り生命を保つこと能はず——(三)受胎後七月以上——(四)分娩後一月不經過のときであるも、實際は殆んど(二)の場合に適用せらるゝのであつて(女を除く)。換言せば、刑の執行中死亡すべき虞あるものが、監獄官吏の働きに依つて、此恩恵に浴するものである。故に在監死亡數を比較し、監獄衛生を論せんとするには、死亡數に直接關係ある此執行停止者數は閑却することの出来ないものであると思ふ。

此意味からして吾人は、茲に、前項に摘出せし半減倍加の各監獄の死亡數に、更に當該監獄に於ける各年の、刑の執行停止者數を結び付け、之を對照比較せんと欲するのである、即ち死亡者と刑

の執行停止者の數とを合算するとき、左の通りである。

死亡者及び刑の執行停止者

前年に比し死亡者倍加		前年に比し死亡者半減		大正五年		大正四年									
網走	高松	甲府	奈良	福島	神戶	葉陽	小菅	沖繩	和歌山	岐阜	青森	死亡者	停止者	死亡者	停止者
四	八	八	一〇	一六	四二	四三	五	三	一	一	一	計	計	計	計
四	一六	八	一五	二〇	四八	五二	七	五	二	六	二	計	計	計	計
二	三	四	五	七	二〇	九四	一	九	〇	四	六	計	計	計	計
一	三	一	六	七	六	一九	四	二	一	一	一	計	計	計	計
二	六	四	一	一	二六	一三	一五	一一	一	〇	七	計	計	計	計

れども兩者の關係が密接であるから、停止者の數多きことが動もすれば誤解を招かぬものとも限らないのである。去れど、刑の執行停止の手續を爲す場合に於ける當事者の苦慮は、想像以外である。刑の執行停止に對する法律の趣旨——瀕死の受刑者——當該檢事に交渉——適當なる保護者の選擇——出監指揮書の接受と病者の引渡、是等は總て當事者の機敏なる働きに依て解決さるゝのである。故に機に應じ刑の執行停止者を出すことも、亦成績の一として算へなければならぬと思はるゝのである。

八、在監死亡率と一般死亡率

前述の如く、凡て統計は、多數集合したる數字の分析比較を要するが故に、死亡數の多寡に依て直に當該監獄に於ける一般衛生の良否を斷ずることとは出来ない。又其死亡數に對しても、分析したる一定の尺度を以て、其内容に付仔細に比較しなければならぬ。即ち入監時の健康狀態より在監者

の年齢、地方自由民同一階級者の死亡率、拘禁者の種類等、有ゆる方面に付觀察を遂げ、而して後漸く實際の成績を知り得らるゝものであると思ふ。左表は其意味に於て最近三ヶ年間に於ける、在監死亡者百人に對する死亡率（一ヶ年平均男）と最近發行内閣統計年鑑に付、當該府縣人口百人に對する死亡率（男）とを調査比較し、在監死亡率の最も少きもより順次排列したのである。

茲に一言附け加へて置きたいのは、府縣人口百に對する死亡率は一人九・九なるに、三ヶ年間に於ける平均在監死亡率は一人六・七であつて、在監死亡率は一般死亡率より遙かに僅少なるかの觀を呈して居るのであるが、之れは一般死亡者百人中には五歳以下の小兒が四十人の多數を占め居るからである。

在監死亡率と一般死亡率の比較

順監獄名 府縣名 在監者百人に對する死亡率 府縣人口百に對する死亡率
1 網走（北海道） 〇・六四 二・一九

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
浦和	福島	福岡	和歌山	宮城	函館	十勝	東京	甲府	横濱	宇都宮	静岡	新潟	安曇	徳島	青森	小笠	岡山	高松	奈良	岐阜
(埼玉縣)	(福島縣)	(福岡縣)	(和歌山縣)	(宮城縣)	(北海道)	(北海道上)	(東京府)	(山梨縣)	(神奈川縣)	(栃木縣)	(靜岡縣)	(新潟縣)	(三浦縣)	(徳島縣)	(青森縣)	(東京府)	(岡山縣)	(香川縣)	(奈良縣)	(岐阜縣)
一・四八	一・四七	一・四五	一・四四	一・四〇	一・三七	一・三三	一・三二	一・三一	一・二六	一・二五	一・二三	一・二二	一・一六	一・〇八	一・〇五	一・〇四	一・〇〇	〇・九六	〇・九四	〇・九〇
二・二〇	一・九五	一・九五	一・八五	二・〇一	二・一九	二・一九	一・九五	二・〇二	一・七七	一・九四	一・八二	二・二一	二・〇九	二・一四	二・二九	一・九五	一・〇九	一・〇九	一・〇六	二・〇八

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
千葉	長野	群馬	佐賀	長崎	松山	熊本	廣島	鹿兒島	松江	盛岡	山口	平戸	神戶	名古屋	豊多摩	金澤	京都	大阪	大分
(千葉縣)	(長野縣)	(群馬縣)	(佐賀縣)	(長崎縣)	(愛媛縣)	(熊本縣)	(廣島縣)	(鹿兒島縣)	(島根縣)	(山形縣)	(山口縣)	(兵庫縣)	(愛知縣)	(北海道)	(東京府)	(石川縣)	(京都府)	(大阪府)	(大分縣)
二・〇六	二・〇〇	一・九五	一・九〇	一・九〇	一・八八	一・八八	一・八二	一・七五	一・七一	一・七〇	一・七〇	一・六七	一・六四	一・五七	一・五七	一・五六	一・五五	一・五一	一・四九
二・一九	二・〇六	二・三三	二・〇〇	一・七三	一・八五	一・九四	一・八五	一・六八	一・九六	二・〇六	一・八六	一・九〇	二・〇二	二・一九	一・九五	二・二七	一・九七	一・八五	一・八七

○綠蔭茗話

霜 輪

43	神	尾	(神	尾)	二・〇九	一・五五
44	水	戸	(英	城)	二・一一	二・〇六
45	高	知	(高	知)	二・二六	一・九二
46	札	鶴	(北	海)	二・三一	二・一九
47	巢	鴨	(東	京)	二・五九	一・九五
48	宮	崎	(宮	崎)	二・六四	一・七四
49	山	形	(山	形)	二・七九	二・一六
50	三	漁	(福	岡)	二・八五	一・九五
51	前	橋	(群	馬)	二・九九	二・〇九
52	秋	田	(秋	田)	三・〇三	二・〇八

(備考)

- 一、在監者百人に對する死亡率は大正三年より大正五年に至る三ヶ年間に於ける一ヶ年平均數(男)なり
- 二、府縣人口百に對する死亡率は内閣統計局編纂に係る統計年鑑に依り大正元年の事實に就き調査す

□春花地 に委して殘露聲漸く稀れに、綠蔭満たるが如く、杜鵑頻りに啼て、靜雅の氣花時に勝るを思はしむ、我等素より爛漫の才なく馥郁の智なし、如かず綠蔭に苦茗を汲み常事を談すべく、艶語麗句を陳ねて世人を昏醉せしむるは我等の能くするところにあらず。

□策士と智者 咄嗟に策を樹て神速に案を具するものは、あまりに尊敬すべき策士にはあらず、當意即妙即席の思慮分別を以て一時の勝を博するものは必ずしも眞の智者と云ふを得ざるなり。

□田舎と都會 田舎者のほんやりなるは必ずしも無策なるにあらず、都人士の利口振るは深遠な

る識見を包藏せるにあらず、ほんやりは從容として迫らざるもの、堅忍不拔の志ありて能く大事を成す、利口振るものは諸事に油斷なきが如くなるも、兎角眼前の利害を見るに鋭敏にして百事に徹底せず遠觀の識なし。

□藥林子 の戯曲を讀むに浪人の妻の恐ろしきものなるを語り、針一本にて夏の物を冬の物とし、鏡臺を米となし、硯箱を味噌にし、古葛籠を屋賃にす變化自在の怪物なりとあり、此數語一面人をして笑はしむると共に、又人をして浪人世活の悲惨に泣かしむ、事實を精寫するものとは云へ筆力もこゝに及べば神なり、今の時薄給吏員の世活狀態浪人の夫れと同じき者少からざるべきも、これを筆して讀者を笑はしめ又能く泣かしむる文豪なきは、まことに聖代の一大恨事なりとす。

□必ずしも 見聞の廣からざるを患へず、唯識見の精透ならざるを患へよ、とは先輩讀者の常に

教ふるところなり、蓋社會日に複雑を加へて世事増々紛糾す、輻輳繁難、學ぶべく究むべきこと多くして日も亦足らざるや、魯鈍吾曹の遂に能くすべきにあらず、如かず見聞を狭くし面目を眞にし、一事一物の徹底に努むるにあり、先づ鑿井的覺悟を以て順次其範圍を上下左右に擴張するを可とす、茲に於てか漸く先輩識者の容るゝところとならん。

□巧選は 拙速に如かずと云ふ格言は、作文上久しく傳へらるゝところなれども、決して未熟の士の濫用を許さず、況んやこれを日常執務の上に應用するに於てをや、女髪結此格言を顧客に試みて、御得意を散々にし、鮎屋の亭主又此格言を館に適用して鮎と身代を滅茶々々になせりとは古く寄席にて鼓吹せられたるどころなりと雖も、今だに多少の眞理ありと思へり。

在監者と食糧

生活—パン—物價暴騰—朝
粥—保健—鍛鍊主義—樂観

何 思 生

●生活問題 生命の問題であり又存在の問題である。即ち生存の問題であるから人間としてはより大きな問題はない。單に人間のみではない。禽獸草木は勿論のこと、森羅萬象存在のある處に皆生活がある。其處で形に表はれた生活と、形に表はれない生活がある。一は精神的生活であつて、一は物質的生活である。宗教、哲學、文藝音楽といった様なものは精神の方面であつて信仰とか思索觀念とか趣味とか云ふものを生命とする内生活である。又衣食住其の他社會的外生活に關するものは申す迄もなく物質的生活である。其處で精神的生活に於ても物質的生活に於ても問題は常た絶えなないのである。格闘は到る處にやつて居る。或は之を生存競争と云ひ或は之を弱肉強食と云ひ若しくは自由と稱へ平和と稱へて戦争するに至る迄人生一日として寧日なく、實に生活の爲には暗濤たる苦心を要するのである。現在歐洲戦争が遠慮なく人間の暗黒面と其實態を暴露して、カイザーが存在の爲には總ゆる弱國を席捲して人間の階でバターを製する位では尙ほ飽き足らず、饑ゑた狼の様に骨まで齧ると云ふ非人道を敢てして憚らない。

●食糧問題 問題は世界戦争の餘波として怒濤の如く押寄せて来つての民族生活の根柢に動搖を來した。即ち物資の不足となり缺乏となり、或は物價の暴騰となりて生活の不安定を訴へて居る。戦争成金の一として我國民が正貨の流入を謳歌したのは柄の間であつて、其謳歌したる成金の爲に即ち通貨膨脹が原因となつて、食糧して日用品や糧食の時價暴騰を示して居る。之が調節に就ては夙に當局の畫策に到らざるなく、又議會に於ても舉つて衆議の一致する處である。

●人々はパンのみにて生くるのにあらずと謂はれて居るが、一面から云へば徹頭徹尾パンの問題である。今や文明の全野に互つて唯物的、分裂的傾向、寧ろ事實が過滿して物質的生活、外生活が獨り勢力を得て、精神生活の價值權威がなくなつた。此分て押進め行つたら我にパンを與へよ然らざれば死を與へよと叫ぶに至るかも知れない。

●在監者と食糧の問題も時局難と浸染と云ふ譯には行かない。矢張り影響打擊を受けて居るのである。即ち一定の標準によつて給與せねばならぬ、其れには限りある豫算を以てするのであるから此頃の機に限りなき物價の騰貴に際しては豫算履行上難なからざる困難を感ずるのである。此の如き經濟界の變調を來した場合には經理上如何に處理すべきやは大に研究を要する事柄である。在監者の給與には或る條件がある、其條件から割出された

標準を示されて居る、併し其標準は動かすべからざるものととして何時迄も拘泥することば機運に箝應したるものと云へない、或人の説に據るの年は監獄の外壁を要しないこと云つて居る、機運になれば監獄にさへ居れば喰ふに困まらないから逃走脱獄の虞れがないこと云ふ意味になる、極端な例であるが饑饉、優る米價の暴騰を實現したとすれば監獄に居れば生活を脅かされないこと云ふ結果になる。仲小路農商務大臣の言明に依れば米價廿五圓以上は不當な高値だと云ふ、然るに目下米は二十七圓以上で白米は三十圓以上に當る未嘗有の高價である、如何に生活を脅かされ不安を感じるかは此一事を以てしても分明である、或るときは米一俵の爲めに一家族五人が絶死を遂げた。云ふ悲惨事を耳にしたではないか、今に監獄の生活が安定であると云つて志願者が出來るかも知れない、昨年の秋頃迄は時局の影響として監獄統計上著しき數は見なかつた。又監獄當局者も時局の影響は無いと言はれて居たが、若し昨今の經濟界の變調が持續せられたらば決して樂觀は許さない、必ず思はしき反應があるに違ひない、まさか入獄志願者もあるまいが現に財産に關する犯罪罪加の傾向が仄見えて居る。●食糧と條件 在監者の食糧としての條件は第一監獄の食糧と社會日常の食糧を比較して若干等級下位にある食糧を給さなければならぬ、然るに社會日常の食糧と云ふことが、頗る其標準に苦しむ譯であるが内地の監獄などは下層社會の常食に比し尙ほ幾分劣

つて居る様に思はれる、刑の執行に伴ふ當然の経過として美味を與へ刑苦を閑却せしむる事は許さない、處が本島の監獄にては材料を需める上に於て内地とは大に事情を異にして刑苦を混炊する事は非常な不經濟であつて經理上止むを得ず甘藷を用ふる事になつて居る、監獄令施行規則第九十條の規定では下等白米七合に對し甘藷三百匁の混炊になつて居るが目下は試験的に六合五匁に三百五十匁の混炊をやつて居るが之を社會の常食に比する下層のもの、其れよりは若干上位にある、内地の權衡から見ると不適合な位善過ぎるのである、今日本島人の民度と監獄の食糧問題は尙ほ研究の餘地あるものと思ふ、本年の如き物價變調の際は一層其感を深める、今を去る數年前大正元年であつたが、米價が二十三圓餘に暴騰したことがあつた其時内地の監獄では十五六圓見當で配布された豫算では到底支へ切れなくなつた事情でもあつたものか如何か其當時の食糧は實に米三〇%位で殘六〇%は麥、大根、粟の混炊であつた、或監獄では粟の代りに肥料用の大豆糟(俗にゲホンと稱す)を水に浸し柔げて混炊したものであつた、之を今日の情勢と現在の食糧に比ぶれば思ひ半ばに過ぎるのである、併し本島に於ては甘藷に代る廉價な物が無いのであるから全く事情止を得ざるものとする外はないが、若し一の提案を許されるならば私は在監者の朝食一回を粥にすることを建議したい、材料に於て三分の一節減が出來て分量は二倍以上になるから喰つた時に満腹

する一事兩得ではあるまいか、甚だ平凡な體であるが理屈を附ければ何處でも附く

■明粥 は内地に於ては相當古い歴史もあり廣い習慣もある、本島八の下層は寧ろ常食といつて善い、甚だしきは甘露のみの粥がある、筋肉線形の爲めに角力取りが之を用ひ、精神修養の爲めには禪僧が之を用ひて居る、三昧に入るさか悟道さか徹底さか云ふには粥や菜食でなければ丹田は養はれない、之は少し自分が實驗したことがある、此意味に於て在監者が粥を喰つて暗い過去を反省するの妙ではあるまいか、其が爲めに體質を損しないことは角力取りが粥で體格を作るのを見ても疑はれないことであらう

■食糧と階級所遇 現行法には受刑者分類拘禁階級所遇があつて改善を標準として之を甲乙丙に三分類し行刑不感應者として社會上の生活程度を斟酌して之を丁級とし、體質不良者の類を戊級とし、十八歳未満のものを己級に、以上六分類に區別して各所遇を異にするのである、從つて食糧も特に戊級の如きは醫藥滋養料其他の給養を與へることになつて其他は大體に於て作業及體質を斟酌して適當のものを給すると云ふ方針である、處で從來は食糧の標準は一等より六等迄規定があつて五等以上は何れも作業の種類と其成績によつて給與することになつて居るから何方か云へば作業が基準になるのである、勿論作業種類の規定は體質等能く見てやるので適算はない筈であるが個別所遇の理想から云へば作

業よりも體質本位に食糧を與へる必要がありはすまいか
■糧食と保健の關係が又大切な條件である監獄の食糧は社會より善いものは與へないが然りして其が爲めに健康を損することは不可ないのである、可及的の身心共養に鍛練しなければならぬみに普通労働者にして體重十四、五貫匁の者に對し輕量一貫匁に付熱量一七四カロリーの割合にする約二、五六四カロリーの熱量を要するから次の滋養量を攝取しなければならぬ、尤も輕業者は二、二〇〇カロリーの熱量で足る

普通労働者 保健食糧

百カロリーニ付
農民常食 ロイブネル氏

蛋白質

一〇〇 九五・八九 一三、五〇 一六、七

脂肪質

二〇〇 一九・九五 七、一九 一六、三

含水炭素

四八〇 四四九・二 七九、三一 六六、九

以上第二欄の營養量は普通労働者として其分の分量であるが輕者には尙一割乃至二割の營養量を減じて差支ないので、若し體量の少ないものは其割合に過減してよいのである、つまり保健食糧までに引下げられる、或る監獄では現に此の保健食糧を標準として給與して居る、漸して脂肪質が少ないことになつて居るが、第四欄表示の數は稻葉醫學博士の實驗した青年農夫の攝取量である之もロイブネル氏の唱へる滋養價に比すると脂肪質が少ない、けれども農夫の食料は材量の選擇や配合調理の關係と且つ嗜好に渡せ

る爲めに多く清浄性營養物を取るものであるが其勞動と相俟つて、營養分消耗を補給するに十分なカロリーを攝取するので蛋白質を節約するさか脂肪を増すさか云ふ譯で身體の發育を強壯にするさか云ふのである、然れば監獄の食糧が保健上相當の活用量のことは大體に於て疑はれないのである、唯配合調理に注意して嗜好如何をも考へたいのであるが多數の在監者であるから望まれないこととすれば可成り先の變つた配合調理に變化のある様にしたくない、主食品としては分析上充分の營養量を持つて居るが若し許されるならば副食物の方に工夫を凝らすべきものがある

■保護主義 食糧に關聯して養生法として二つの主義がある其一は保護主義と云ふので其後援者は文明科學である、上下水、街區住宅の整理、飲食物の選擇其他衛生上自般の設備、新藥の發見醫術の進歩と云つた譯で日も是れ足らざる有様であるが、又却つて之が爲めに吾々は多々益々害的刺戟を蒙る場があるの一面に於ては特別機能があつて鍛鍊すれば益々發達する、智識に申す迄もな

く内服の監視團でも血行が整調し體力が出来るに從つて其氣力が健やかになるから外來の害的刺戟には十分な抵抗が出来る、氣候の變化、疾病菌の侵入を凌ぎ中毒症候を撃退すると云ふのである近來抵抗療法と云ひ安眠生活と云ひ大に既味研鑽の價值あるものと云ふ、在監者の食糧としては既に保健活用量に標準を誤らない

限り相當の保護は必要であるが宜しく科學の後援を無視しない體に鍛鍊を怠らざること大に必要である、又實際在監者が外來の刺戟に能く抵抗して中毒症候を免れ居ることは鍛鍊の成果として見るべきものであらう

この問題は甚だ重要な處があるが要するに自分は樂觀者の一人として相當豫算の按排施行しきを得ば在監者の保健上には左まで憂慮を要しない、此頃は法務部に於ても各監獄支監醫務主任の打合せがあるので何れ食糧に關する事項も討議せられ多大の成果を得られた事と思ふが本稿も亦他山の一石として一瞥を賜はらば幸甚とす(臺灣月報)

○失業者救済

生江内務省囑託談

失業者救済に付内務省囑託生江幸之氏は多年研究の結果を目下府會議事堂に開會中の感化救済事業講習會の席上で興味ある講話を試みた同氏曰く「失業の原因は先づ之れを四種に大別することが出来る即ちその第一は性格に基く失業で之れは遊惰不誠實、飲酒、賭博、懶惰、低能體質等によるもの第二は職業の性質に基く失業で大工左官などは冬が閑で夏は引張屋にされること云々傾きが第三は労働市場制度の不完全に依る失業で夫れは職業紹介所や授産事業の不備の點にあるが就中人口の激増及び身體上の疾患

不具等が重きを爲して居る第四には經濟的原因に基く失業で例へば作肉、工業界の不振及變動工場閉鎖、物價騰貴同盟罷業都會中等の爲に起る失業である更に失業する者の種類に就いて研究の結果をいふと就業を欲しても得難いのが一つ二つには疾病虛弱等の爲に就業の機會を取り逃がす者も亦尠くない、第三には常職を欲しない乞食、浮浪者で其上に身體と性癖と二つながら缺點のあるものが十人中九分九厘を占めて居るそこで失業者を救済するにば一體怎うしたらいいかと云ふに夫れは職業紹介所の事業である時局に因つて私共が大に救へられたのは英、佛、獨等各國に於ける職業紹介所の活躍振りで實に目覺しくも嘆じい計りに活動して居る佛國では一九〇四年中政府法律を制定して人口一萬以上の市町村には必ず一箇所の公設職業紹介所を設け從來の營利的の職業紹介所は一切之れを閉鎖して大飛躍を試み獨逸の如きは宣戰を布告した其翌日に首相は訓令を發して全國を通じて大々的の職業紹介所を開始し佛國よりも徹底的に行つて居るから今回の時局に達つても何等狼狽しないが佛國は未だ全國を通じて人口一萬以上の都市二百六十に對し幸と二百二十七しか實施してゐなかつた爲今度の時局に對し餘からず狼狽へてゐる即ち戰爭が始まるも國民の四割三分は失業の運命に呪はれ二百萬人の労働者は忽ち其の衣食住に困窮する其處へ自耳義から二百萬人の失業者が續々流れ込むと云ふ駭きなので非常な固り方をした結果政府は失業國庫資金

八百萬圓を出資し一時を糊塗して居た夫れから半年後の一九一五年六月には中央職業紹介所を創立し夫れを労働者の管下に隸屬させ又府縣には地方的の職業紹介所と氣脈を通じて大々的に労働者の交換を行ひ又遠隔の地に行く者には鐵道院と交渉して乗車賃を五割引とし且其半額は政府で補助し労働者は僅に二割五分の乗車賃で目的地へ出發が出来るやうにした結果五割からあつた失業者は半年後には綺麗に救済が出来て最う今日では需要者の求めにより反對に労働者を募がす云ふ風になつて來た我が國でも近き歐洲の夫れに倣つて労働者の交換法をしなければならぬ機運が盛來したから此際大に畫策しなければならぬと思ふ云々(法律新聞)

景報

典獄會議及び監獄協會總會

本年度典獄會議は四月十日より七日間司法省に於て行はれ内地五十二監獄典獄並に朝鮮、臺灣、關東都督府よりも各典獄出席參列したり而して本會は各地方部長の出張せる此期を利用して十一日午後より監獄協會總會を開きたりしが是等に關する記事は本誌一切の都合上來月號を以て詳細之れを報道することゝせり但し其施行順序は左の如し

五月十日	金	午	前	司法大臣訓示
五月十一日	土	十時		監獄局長注意
五月十二日	日	十時		築地本願寺追弔會
五月十三日	月	十時		會 議
五月十四日	火	十時		會 議
五月十五日	水	十時		會 議
五月十六日	木	十時		特殊監獄報告

會 議	午	後	備	考
監獄協會總會				
會 議				
淺草本願寺追弔會				
會 議				
特殊監獄報告				
午後五時				
監獄協會輔成會招宴				
午後五時				
築地本願寺午餐招待				
司法大臣招宴				
淺草本願寺晚餐招待				

大阪監獄堀川分監の移轉及改稱

兼て大阪市北區若松町に新築中なりし堀川分監は去る三月之が竣成を告げしを以て同月新築監に其移轉を行ひ同時に名稱を大阪監獄若松町分監と改め四月一日より實施の旨司法省告示第十二號を以て三月二十三日發表ありたり、尙東京府南多摩郡八王子町は先般市制を施かれたる結果東京監獄八王子分監の所在地を八王子市に改むること同告示に見へたり

被告人の逃走逮捕

事件被告人神谷定男は四月十五日濱松區裁判所豫審庭の召喚により戒護官吏一名に隨送せられ一旦同區裁判所構内留置場に留置し午後零時二十分頃呼出により出房せしめしに行刑を乞ひしかば之を許し、終て手錠を施さんとするや突然被告人は暴力を以て看守を突き倒し脱出せんとせしを以て直に取押へ互に格闘したるも看守の力及ばずして遂に逃走するに至れり茲に於て戒護看守は時を移さず高聲にて逃走を連呼して追跡したる折柄裁判所構内に作業中の植木職は失態に追跡したりしが一方被告人は右曲左折して裁判所を距る約五丁餘ある商家の店頭に在りたる自轉車を取り之に乗らんとする所を前記植木職の押ふる所となり同時に驅け付けた

靜岡監獄濱松分監に拘禁中の強盜

る看守の爲め逮捕せらる。

○被告人の逃走未遂 松江監獄島取分監に拘禁中の詐欺事件被告人米穀商山根好藏は四月十三日島取監獄刑所の公判呼出に依り他の被告人一名と共に二名の看守に護られ裁判所に至り取調後即時監禁準備の爲め留置場前に於て手錠を施さんとするや恰も善し留置場入口の扉開き居るを幸さし之より突然疾風の如く逃走したるを以て戒護看守は直ちに追跡し約三丁を距れたる壕中に於て逮捕す。

○受刑者の逃走 名古屋監獄岡崎分監に監受刑者物盗初犯惣役二年渡多野寛は去る三月二十六日より炊事夫に就業中なりしが四月三日朝食準備の爲め午前三時三十分他三名の囚人と共に起床せしめ出役中午前四時頃人員の暗黙點検を爲せしに前記受刑者の居らざるより直に炊事場内を捜索せしに同所より浴場に通する扉の開放しあるを認めたるを以て浴場内を捜索せしに格子の一本下端を押外しありて同所より脱出したる形跡あり直ちに分監の内外廻る所なく非番看守と共に捜索し一方臨時出頭せし看守をして市内外の要所へ派遣し又岡崎警察署へも捜索方を依頼する等百方捜査に努めたるも遂に空しく今に逮捕に至らず。

○受刑者の傷害 福岡監獄留米分監に監受刑者炭坑稼三福雄博惣役一年六月大石泰藏は四月十二日午前五時五十分頃同房者詐欺惣役一年再犯泉喜藏の頭部に監房備付の水甕を投げつけ顔面

部前額部に數ヶ所の深き骨膜に達する傷を負はしめ全運送には約二週間を要すべしと其原因は他の同房者が同朝團圍掃除番に當れるに其等手の稍遅れたりして被害者泉喜藏が批難せしに加害者大石は却て之に對し抗辯し茲に兩者の爭論となり遂に忿怒の極右の行爲に出たるなりと。

○被告人絞死 名古屋監獄岡崎分監拘禁中なる物盗事件被告人青木幸次郎(明治九年生)は初犯入監者にして拘禁の苦痛を感じて若し裁判確定して受刑の身とならば一罰堪へ難きものあらんとて、將來を悲觀の餘り極度の結果俄に精神に異狀を來し四月十七日午前九時五十五分其居居の梁に三尺帶を通し四ならぬ東に向つて掛垂首したり。又去る四月十七日大阪地方裁判所豫審判事の勾留狀により同日大阪監獄若松町分監拘居中に收容せられたる強盗事件被告人前科四犯松之内由郎は入監の當初より長期刑を豫想して自暴自棄の舉動あり動もすれば暴言を吐き反抗的態度ありしが遂に悲觀の末二十二日午前十時四十分頃所持の絹織兵兒帶を以て絞死す。

○受刑者の變死 三池監獄に收監中なりし物盗其島國三郎及窃盜石本兵四郎の兩人は宮の原坑内に於て採炭中四月五日午後三時頃俄然天井岩石長さ約二間巾一間半厚さ四尺乃至六尺のもの無數に碎刺落下し之に埋没せられたる曠きに監獄より急行せる醫務主任戒護主任等は重傷の兵四郎を掘出し應急手当を施し本監に

護送病監に收容したるも同日午後八時三十分遂に死亡したり而して國三郎は午後六時十分に至り漸く掘出されたるも已に絶命し居たり。

○函館監獄幼年監の移轉 関所所に依れば函館監獄幼年監は未だ全部域成に至らずと雖も收容の都合上四月二十四日幼年受刑者全部を新監に移轉收容したりと云ふ。

叙 任

靜岡監獄勤務を命ず 看守長(熊本) 福村太三 耶
水戸監獄土浦分監長看守長 嶋井義弘
水戸監獄土浦分監長を命ず 看守長(水戸) 久野常松
各 看守長(徳島) 寺澤政一 耶
各 看守長(長崎) 須藤善一 耶
各 看守長(神戶) 我部政仁 耶
叙正八位 看守長(岐阜) 根津鹿之輔
給八級俸依願免本官 看守長(岐阜) 大山喜藏
岐阜監獄高山分監長を命ず 看守長(岐阜) 山口吉平
岐阜監獄勤務を命ず 看守長(岐阜) 山口吉平

依願免本官 看守長(金澤) 川瀬勝太郎
宮崎監獄勤務を命ず 看守長(佐賀) 延谷種吉
宮崎監獄延岡分監長看守長 鈴木健一
佐賀監獄勤務を命ず 看守長(宮崎) 中村節
宮崎監獄延岡分監長を命ず 看守長(宮崎) 寺島太作
叙勤七等授瑞寶章 看守長(三池) 北崎唯次郎
各 從七位(神戶) 佐竹成徳
各 正八位(山形) 石島與
叙勤八等授瑞寶章 看守長(果實) 南栗夷
任典獄補叙高等官八等 看守長(膳所) 堀江盾夫
任典獄補叙勤務を命ず 看守長(大分) 柳田勘四郎
給八級俸依願免本官 看守長(長崎) 野崎辰雄
任看守長大分監獄勤務を命ず 看守長(富山) 奥野熊次郎
各 典獄補(鳥取) 奥野熊次郎
給五級俸依願免本官 看守長(大原) 原口彌市
任典獄補叙高等官八等 看守長(大原) 原口彌市
福岡監獄久留米分監長を命ず 給七級俸

看守長兼司法技手(靜岡) 長山又四郎

任典獄補級高事官八等

金澤監獄富山分監長を命ず給七級俸

任典獄補級高事官八等

京都監獄勤務を命ず給七級俸

大阪監獄若松町分監長を命ず

松江監獄鳥取分監長を命ず典獄補(京都)

大阪監獄勤務を命ず典獄補(若松町)

靜岡監獄濱松分監長を命ず看守長(静岡)

大坂監獄勤務を命ず看守長(集鴨)

給四級俸看守長(集鴨) 青木七太郎

任司法廳監獄局勤務を命ず看守長(東京)

給七級俸看守長(東京) 關

任看守長岐阜監獄勤務を命ず看守(東京)

月俸二十六圓を給與看守(東京) 是松角太

任看守長東京監獄勤務を命ず監獄局(青木)

給十級俸監獄局(青木) 木本支

任看守長集鴨監獄勤務を命ず監獄局(原)

給十級俸監獄局(原) 原

任典獄補本官典獄補(坂井)

俵顯亮本官典獄補(坂井)

○茶話會

四月二十七日(第四土曜日)午後二時より本會講堂に於て茶話會を開催す、講師は司法省監獄局長谷田三郎氏にして「米國に於ける囚人自治制に就て」なる演題の下に前回に引續き「囚人自治制の基本的觀念(一)犯罪及犯罪人の本質に關する見解(二)刑罰の本質に關する見解」等に就き系統的に尤も詳密なる論明を試みられ同五時滿堂拍手の裡に講演を閉ち會員には別室に於て茶菓を供し同六時散會す同日來會者の氏名左の如し但出席せる練習生の氏名は之を略す

宮本龜之助 川島爲典吉 高須政次郎
廣部 惇 大場正雄 山内末吉
本岡勲吉 柴田常次郎 上野泰吉

尾崎雅喬 杉浦勇 尾原靜樂
鹽野秋太郎 渡邊才一 野澤文吉
島崎健 和太郎 幸治與吉
佐々木英之 岡村敏雄 藤井嘉照
山川宗治 河合哲 小橋川昭慶
印南金次郎 小原綱五郎 齋藤敬二
小川タニ 増山喜三郎 關久之介
神谷秀瑞 藤井藤藏 小澤義親
佐藤熊吉 長山始 堀尾岩太郎
土倉是空 岡部常 赤城一雄
和田岩雄 青木清藏 皆川利成
五島林太郎 双木文四郎 末光榮平
秋山三藏 勢賀タラ 楠田覺眞
行木織藏 保倉五郎治 三浦精翁
遠坂仁三郎 河西保 勝岡廓善
藤生日生 小林作藏 國廣徹
木下八百藏 錦織靜賢 松本一
鈴木信彌 坪井直彦 有馬四郎
北島真吉 山隈直直 助

○松室總裁學位を受く

本會總裁たる松室司法大臣は先般文部省に於て開かれたる博士會に於て推薦を受け越えて四月十三日文部大臣より法學博士の學位を授與せられた

○贈與金

四月九日附を以て今般退職せる元豐多摩監獄看守上田孝作氏外二十名に對し本會々則第十一條第一項第三號及第五號に依り金拾圓以下の金員を退職贈與金として交付し又同月廿七日附を以て元東京監獄看守植田庄次郎氏外二十七名に對しても右同様金拾五圓以下の金員を贈與し孰れも元管轄典獄を經由して交付せり

○司法省監甲第一九二號 (大正七年三月二十三日) (各監獄監獄局長通牒)

監獄統計受刑者入監小票ニ記載スヘキ入監度數ノ件ニ關シ往々疑義ヲ懷ク向有之哉ノ趣ニ候處右ハ刑法又ハ刑法ノ總則ヲ適用スル法令ニ依リ處斷セラレタル受刑者ノ内地普通監獄ニ於テ執行シタル禁錮以上ノ前科ノミニ就キ累加計算スル儀ト御承知相成度爲念左ニ二三區々ノ場合ニ於ケル事按ニ付キ其取扱例ヲ列舉シ此段通牒候也

一、陸海軍監獄ニ於テ執行シタル前科ハ入監度數ニ算入セス

二、刑法ニ依リ處斷セラレタル受刑者ト雖モ司法事務共助法ニ依リ朝鮮、臺灣、關東州又ハ帝國ノ領事裁判權ヲ行フ地域ニ在ル監獄ニ囑託シテ執行シタル前科ハ入監度數ニ算入セス

三、朝鮮、臺灣、關東州又ハ間島ニ於ケル帝國ノ

領事裁判權ヲ行フ地域ニ限リ施行スル特別刑事令ニ依リ處斷セラレタル前科ハ執行監獄ノ如何ヲ問ハス入監度數ニ算入セス

四、以上ハ單ニ入監度數ノ取扱例ヲ示シタルニ過キサルヲ以テ犯數ノ計算ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ揭ケ前各項トハ全ク關係ナキモノトス從テ最近前科欄及出監後再犯ニ至ル期間ノ記入ハ刑法及刑法ノ總則ヲ適用スヘキ法令犯ノ最近前科ニ就キ調査スルモノトス

○司法省會甲第一一三五號 (大正七年四月十三日) (管内一般ヘ司法大臣訓令)
明治四十一年十二月司法省會檢甲第一六七號訓令
內國旅費支給手續中左ノ通改正ス

右訓令ス

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

奏任官又ハ判任官ノ赴任ニシテ攜帶家族四人以上アル場合ニハ其人員ヲ請求書ニ附記スヘシ
第七條中「第四條及第五條」ヲ「第十二條」ニ改メ「又ハ割増」ヲ削ル

第八條ニ左ノ一項ヲ加フ

奏任官又ハ判任官ノ赴任ニシテ攜帶家族四人以上アル場合ニハ其人名ヲ記載シタル書面ヲ調製シ當該上官ノ認印ヲ受ケ第六條ノ書類ニ添附スヘシ

第十四條 旅行日記又ハ旅費請求書ノ様式ハ裁判所會計事務章程又ハ監獄會計事務章程ノ定ムル所ニ依ル

○司法省會甲一一七二號 (大正七年四月十五日裁判所監獄ヘ司法大臣訓令)
大正七年度歳入歳出科目ニ關シテハ大正五年三月會甲第四一八號訓令ヲ適用ス

○司法省會甲第一二四四號 (大正七年四月十六日裁判所監獄局長通牒)
移轉料支給ニ關スル件通牒

今般會檢甲第一〇五五號ヲ以テ移轉料支給額ノ件次官ヨリ通牒相成候處其支給方ニ付爲念左ニ一、實際ノ狀況ニ因リ支給定額ノ減少若クハ不支給ノ必要アル場合ニ於テハ司法省所管內國旅費

規則第十一條ニ依ルヘキ儀ニ有之候

二、一市町村內ノ移轉ニ付テハ移轉料支給ノ限ニ無之候

三、哩數ニ付テハ之ヲ通算シ一哩ニ滿タサル端數ハ切捨ヘキ儀ニ有之候隨テ五百哩以上ノ支給額ハ五百一哩以上ノ場合ニ適用相成可然
○司法省會甲第二四八號 (大正七年四月十七日) (監獄局長通牒)
教習中ノ看守ニ宿料給與ノ件依命通牒

明治四十四年三月監甲第二二三號ヲ以テ教習中ノ看守ニハ奏任及判任待遇監獄職員給與令第九條ニ依ル宿料ハ給與セサル旨通牒致置候處本年度ヨリ右宿料給與候コト、相成候條看守合宿所ニ寄宿セサル者ニ對シ看守宿料ヨリ月額壹圓低減シタル額ヲ本年四月分ヨリ支給相成度

追テ右宿料ハ豫算配賦相成ラス候ニ付毎年十月十五日迄ニ上半季仕拂實費並ニ下半季仕拂見込額豫算増額方請求相成度候

○司法省會甲第一四五二號 (大正七年五月二日管内一般ヘ司法次官通牒)

三、臨時傭人

給料、囑託手當支給ノ例ニ依ル



筆法だが漸次編纂上に改良を施す餘地があらうと思ふ。

及ぼす

京一九〇〇年一月に於ては、但し此場合には別に請書を送らるゝに

印刷局
(東京市麩町區
大手町所在)

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正七年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
東京市四谷區愛住町二番地
印刷人 磯村政富
東京市麹町區有樂町二丁目一番地
印刷所 報文社
東京市麹町區西目比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
發行所 監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地